

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成28年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成28年度教育行政執行方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて
- 日程第 7 議案第 3号 新町まちづくり計画の変更について
- 日程第 8 議案第 4号 遠軽町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第10 議案第 7号 遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第12 議案第 8号 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 遠軽町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第18 議案第14号 平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第15号 平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第16号 平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第17号 平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第18号 平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第19号 平成28年度遠軽町一般会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 1 請願第 1 号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」
を求める請願書
- 日程第 3 2 一般質問
- 日程第 3 3 議案第 4 号 遠軽町行政不服審査会条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 2 回定例会付託)
- 日程第 3 4 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 5 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 6 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 9 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 1 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 2 請願第 1 号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」
(付託案件) を求める請願書
(総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 2 回定例会付託)
- 日程第 4 3 発委第 1 号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 4 意見案第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性
や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 日程第 4 5 意見案第 2 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求め
る意見書

- 日程第 4 6 意見案第 3 号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
日程第 4 7 意見案第 4 号 地方公会計の整備促進に係る意見書
日程第 4 8 議員派遣について

平成28年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月8日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成28年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成28年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 新町まちづくり計画の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 遠軽町行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 遠軽町学校給食センター条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号） |
| 日程第18 | 議案第14号 | 平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

《平成28年3月8日》

- 日程第19 議案第15号 平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第16号 平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第21 議案第17号 平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第18号 平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第19号 平成28年度遠軽町一般会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成28年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成28年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成28年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第31 請願第1号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」
を求める請願書

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君

《平成28年3月8日》

経済部技監	中川原 英 明 君	総務課長	舟 木 淳 次 君
情報管財課長	中 村 哲 男 君	企画課長	佐 藤 祐 治 君
企画課参事	斉 藤 隆 雄 君	財政課長	大 堀 聡 君
ジオパーク推進課長	鴻 上 栄 治 君	保健福祉課長	小 谷 英 充 君
住民生活課長	小野寺 正 彦 君	税務課長・滞留対策参事	会 津 靖 朗 君
子育て支援課長	菊 地 隆 君	農政林務課長	澤 口 浩 幸 君
農政林務課参事	笹 原 英 視 君	商工観光課長	伊 藤 雅 彦 君
建設課長	内 野 清 一 君	建設課参事	金 沢 一 彦 君
水道課長	久 保 英 之 君	生田原総合支所長	平 間 敏 春 君
丸瀬布総合支所長	只 野 博 之 君	白滝総合支所長	荒 井 正 教 君
会計管理者	小野寺 健 君	教 育 長	河 原 英 男 君
教育部長	寒河江 陽 一 君	教育部総務課長	大 貫 雅 英 君
社会教育課長	堀 嶋 英 俊 君	図 書 館 長	佐 川 哲 史 君
学校給食センター所長	古 賀 伸 次 君	社会教育課参事	門 脇 和 仁 君
監査委員事務局長	伯 谷 和 昭 君	選挙管理委員会事務局長	伯 谷 和 昭 君
農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安 江 陽 一 郎 君	事務局主幹	渡 邊 亮 司 君
庶務・議事担当係長	小 玉 美 紀 子 君		

《平成28年3月8日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成28年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成27年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第32までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、松田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義昭君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成28年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月3日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月15日ま

での8日間と決定いたしました。

なお、3月10日から14日までの5日間は、予算審査及び休日のため休会といたします。追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月14日正午までに事務局へ提出されますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月15日までの8日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの8日間と決定しました。

◎日程第3 平成28年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に平成28年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成28年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成28年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成28年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成28年第1回遠軽町議会（臨時会）以降における行政について御報告いたします。

まず、遠軽厚生病院の産婦人科についてであります。これまでも、あらゆる機会を通じて関係機関に医師確保の要請を行っておりますが、このたび「遠軽地区地域医療対策連携会議」として、医師募集のポスターを作成し、関西方面の電車に掲示するとともに、「東京遠軽会」の会員の皆様にも送付し、協力の要請を行いました。

また、産婦人科を標榜する全国の医療機関に、医師招聘のダイレクトメールの活用なども行っているところであります。

更に、2月12日には関東地方の医科大学を訪問し、当地方の医療現場の状況について説明し、医師派遣の協力を要請したところであります。

次に、要望関係についてであります。2月10日に小野寺五典衆議院議員、武部新衆議院議員が来町され、陸上自衛隊遠軽駐屯地や遠軽厚生病院などを視察した後、遠軽地区総合開発期成会として、遠軽駐屯地の部隊増強、産婦人科の医師確保、麦乾燥調製貯蔵施設の再編などについて、湧別町、佐呂間町とともに3町の懸案事項について要望を行いました。

次に、2月28日には、湧別町と連携して実施している湧別原野オホーツククロスカン

《平成28年3月8日》

トリースキー大会が開催されたところであります。

今大会から白滝コースと丸瀬布コースを廃止し、白滝をスタートとし丸瀬布をゴールとする37キロメートルのミドルコース「白滝ジオパークコース」を新設したところであります。

参加申込者数は、全種目で1,241人となり、大会を通じて全国に当地方の魅力を発信できたものと考えております。

大会運営のため、早朝から御支援いただきました関係者や町民ボランティアの皆様を初め、御協力いただきました地権者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

次に、子育て支援対策事業として、遠軽商工会議所及びえんがる商工会が実施したプレミアム付商品券発行事業については、1月末をもって販売を終了したところであります。

プレミアム分を除く販売状況は、計画額の1億6,105万円に対し、実績額は1億4,784万円で、執行率は91.8%となったところであり、町内消費の拡大に寄与したものと思っております。

次に、紋別市に本社のある佐藤木材工業株式会社が生田原地域に建設しております木材チップ工場が、本年5月に完成します。

当工場で製造される木材チップは、11月から稼働を予定している「紋別バイオマス発電所」に供給されることになっており、チップ工場の稼働に伴い、数名の地元雇用が計画されていることから、地域経済の活性化につながるものと期待しているところであります。

次に、平成28年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて申し上げます。

平成28年度は、遠軽町が合併し10年の節目を経て、更に次の10年に向けたスタートの年となり、遠紋地区の中心地の一つとして、それぞれの地域の歴史、特色を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。

私も町政を担わせていただき2期目の折り返しを過ぎ、これまで行政改革による経費の節減を行うとともに、国などに対して要請を行い、まちづくりの貴重な財源となる地方交付税を確保するなど、安定的な財源の確保に努めてきました。

その一方で、人口の減少を最小限に抑制するために、地場産業の振興や医療、福祉、教育などを充実させ、私の公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、合併による優遇措置である合併特例債を活用し、今後予定されている大型案件の事業に取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、町民並びに町議会の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方創生の推進と町の取り組みについて申し上げます。

昨年12月に策定しました「縁（えん）があるまち 遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みについてですが、国は更なるレベルアップを図るため、地方における

安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現のため、「地方創生加速化交付金」を創設し、平成27年度補正予算に盛り込み、地方の自主的・主体的な取り組みを支援しております。

この交付金は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め、「新・三本の矢」の取り組みに貢献するため創設されたものであり、遠軽町としても、この交付金を有効に活用し、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

このため、平成28年度予算は、平成27年度補正予算と一体的に編成し、地方創生加速化交付金事業として、「白滝ジオパークと農業を活用した地域の魅力創造事業」、「森林と温泉を利用した健康のまちづくり事業」を進めるとともに、公共事業の早期発注等による地域経済の活性化に努め、まちづくりの基本となる産業基盤、子育て環境の充実、未来を担う子どもたちの教育と高齢者に対する福祉政策を柱に、予算編成を行ったところであります。

次に、平成28年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目は、「人と自然に思いやりのあるまちづくり」です。

本町は、古来からあり続けている手つかずの自然と、町を開拓し、農業や林産業などの生業の中で先人がつくり上げてきた自然があります。

これらはともに、守り、次代へつなげていかなければならないものであり、自然に生かされているということを町民全体で認識し、自然への思いやりと感謝の心を育み、過去から未来へ、先人から子どもへと、人と自然に思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

また、それぞれの地域にある歴史や文化、自然を彩る大地の遺産を活用、保全する活動を推進するとともに、白滝ジオパークの更なる普及、啓蒙に努めてまいります。

町民の日常生活や経済活動を支える道路、交通、情報網などについては、自然にかけている負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できる基盤づくりを進めてまいります。

森林については、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養などの多面的機能を有しており、この資源を活用するため、計画的な森林整備を行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として、有効に活用されています。

また一方では、氾濫などの災害要因ともなることから、河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

道河川の整備については、サナブチ川では阿部橋地先から上流約500メートルまでの河道整備が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考

慮し、福路39号線通、南1丁目中通等の改良舗装工事を実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため、老朽化が進む除雪車両の計画的な更新が必要であり、除雪グレーダーを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

高規格道路「旭川紋別自動車道」については、平成28年度中に丸瀬布瀬戸瀬間の供用開始が予定されており、瀬戸瀬豊里間についても、早期供用開始に向けた整備促進と地域高規格道路「遠軽北見道路」の整備について、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽安国線において町道豊里41号道路から豊里42号道路までの一部区間、約50メートルの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となってきます。

このため、利用者のニーズに配慮し、白滝地域の福祉バス及び公営バスの遠軽丸瀬布線を増便し、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについては、事業者に対する運行補助を引き続き行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目は、「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」です。

将来にわたって暮らしの場としての機能・役割を果たしていくためには、日常生活における快適性や利便性などの心地よさを常に保ち、充実していくことが必要です。

住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させていきます。

また、快適・利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

遠軽地域の都市計画においては、将来のまちづくりを見据えた用途地域の全体見直しを現在進めており、今後も計画的な都市形成を図ってまいります。

住宅環境の充実については、「住生活基本計画」「町営住宅長寿命化計画」に基づき行っておりますが、策定から10年を迎えるに当たり、計画の見直しを図り、これからも地域に合った適正な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、安国浄水場の完成を目指すことで、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。また、(仮称)遠軽豊里IC道の駅整備に伴う水道及び下水管路布設工事、福路地区スポーツ広場の上下水道整備、市街地の浸水対策を図るための雨水管渠整備、快適な生活環境を持続するため、遠軽下水処理センターコントロールセンタ等の更新を行ってまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きています。このため、防災対策等の機能強化を図るため、総務部に危機対策室を設置し、関係機関等との連携した災害体制を充実するとともに、暴風雪災害を想定したより機能的な図上防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚と防災体制の強化を図ってまい

ります。

また、近年は、国、J R等が暴風雪災害による事故防止のため、早めの交通規制等が行われることから、町にも町民等に対する災害情報の周知、避難所の開設、停電対策等の迅速な対応が求められております。

このため、災害に備えた非常用食料、資機材等の備蓄を計画的に進めるとともに、事故を未然に防止するため、関係機関と連携を図り、情報の提供、事前対応を速やかに行える体制を確立するとともに、災害対策用の照明車を購入し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図ってまいります。

また、遠軽地区広域組合によるごみ焼却施設の建設については、平成29年度中の稼働に向けて事業を進めてまいります。

三つ目は、「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」です。

本町は、豊かな自然環境を生かした農林業とともに、道路や鉄道などの交通の要衝として商工業が発展し、現在のまちを形成してきました。

こうした産業基盤を未来に引き継ぎ、子どもからお年寄りまで楽しく安心して暮らせる環境をつくっていくためには、まちに活気とうるおいを生み出す産業の振興が必要となります。

近年の町内の産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷などにより、厳しい状況にありますが、事業者や農林業者自らの努力と創意工夫はもとより、産業に関わる多様な主体と行政が創造性を発揮し、連携・協力しながら知恵を出し合い、町内の産業を活性化し、経済を循環させていくことで、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業の振興については、T P Pや農政改革など、厳しい状況に打ち勝つために、土づくり、人づくり、郷づくりを基本に、第一次産業の明るい未来に向けた取り組みを進めてまいります。

土づくりについては、農業農村地域が持つ国土保全、景観形成等の多面的機能を発揮させるため国の交付金を活用し、農村環境の保全に努めると同時に、緑肥等による土づくりを進めてまいります。

人づくりについては、新規就農、後継者対策として、昨年から専門相談員を配置しており、更なる組織体制の強化を図り、農業担い手の確保に努めてまいります。

郷づくりについては、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、担い手の農地や農村環境の維持保全に対して助成を行い、担い手の負担軽減を図り、農家の経営安定化につなげてまいります。

畜産については、自給飼料基盤が最も重要であることから、公共牧場の管理向上と機能強化を図るとともに、草地の植生改善のために、えんゆう農協が取り組む機械導入に対し

て支援することにより、酪農の経営安定に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、猟友会の協力をいただきながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施し、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、森林経営計画に基づき、未来につなぐ森づくり推進事業、森林整備地域活動支援対策事業などに対して引き続き助成するとともに、関係団体と連携し、林業担い手対策に取り組み、持続的な林業の振興を図ると同時に、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地元経済の活性化を図るため、4月から特産品等開発支援制度を開始し、町民誰もが新商品等の開発にチャレンジできる環境づくりに努めてまいります。

また、白滝産ジャガイモを使用している既存商品のレトルトカレーのパッケージを新たに製作することにより、遠軽町のPRのためのツールとして活用してまいります。

観光の振興については、旅行商品の造成に向け、観光協会などと連携し、既存の観光資源を旅行会社等にプロモーションを行っていくほか、女性の活用を含めて人材育成を図ることにより、滞在型・着地型観光を推進してまいります。

また、(仮称)遠軽豊里IC周辺に整備を予定している道の駅の整備に向け、施設運営に係る調査・検討などに要する経費に対し、観光協会に支援を行ってまいります。

更に、施設整備として、遠紋地域人材開発センター研修棟改修工事、生田原コミュニティセンター改修工事、生田原河畔公園トイレ建設工事及びあずまや建設工事などを実施してまいります。

四つ目は、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」です。

町民誰もが、最も住み慣れた場所で生涯を生きいきと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で、生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要です。

日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉のサービス、一人の不幸も見逃さない地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなど、誰もが生きいきと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や検診への参加を呼びかけ、病気の予防と早期治療を促し、関係機関と連携を図り、健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、関係市町村と連携を図り、医師の確保に向け、引き続き要請を行い、町民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

子育て環境の充実については、妊産婦交通費等助成事業を継続するとともに、安心して子どもを産み育て、健やかに成長できる地域づくりを目指すため策定しました「子ども・

子育て支援事業計画」に基づき、次世代育成への取り組みを推進してまいります。

また、中学生の入院費の助成を継続するとともに、乳幼児検診及びきめ細かな相談体制による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

子ども・子育て支援制度における施設型給付を受ける認定こども園、遠軽幼稚園、遠軽ひばり幼稚園に支援をしてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境整備を進めてまいります。

また、高齢者のりもの乗車助成を行い、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、障がいを理由とする差別の解消を推進する法律が施行されることに伴い、今後とも障がいを理由とする差別の解消の推進に関して適切に実施するとともに、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目は、「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」です。

将来を担う人材を育てることは、長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

地域の特性を生かした個性あふれる学習などで、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民の一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生きいきと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意志や意欲に応じたさまざまな学習ができる環境を整えます。

更に、地域内外との交流や各種文化財など、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安心・安全に学習できる環境に努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信など、家庭教育の支援や、父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充に努めてまいります。

各世代が学べる学習環境の充実については、生涯学習活動の拠点となる施設について、計画的な修繕や更新を行ってまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、各体育関係団体と連携し、スポーツ教室や大会の開催など参

加の場と機会の充実を図ります。

更に、スポーツ大会、合宿の受け入れ体制を一層充実させ、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目は、「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」です。

協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要です。

コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会を更に充実させ、まちづくりに反映させます。

町民サービスを充実させるためには、財政基盤の確立が不可欠なことから、行政改革の取り組みやP D C Aサイクルに基づいた事業の管理による健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを分析し、効果的な事業運営を目指していきます。

このため、ホームページや広報などによる情報発信の充実に努めるとともに、町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組んでまいります。

また、災害支援やさまざまなイベント等への協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などまちづくりに重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、関係団体と連携を図り存置に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動の充実については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの拡大・強化を図ってまいります。

効率よい財政運営については、安定した財政基盤を確立し、持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

合併特例債の延長や合併時において想定されていなかった支所、消防等の経費等については、一本算定後の地方交付税に反映するようになったことから、将来の財政運営に明るい見通しが立ったところですが、地方交付税については、国の動向により影響を受けますので、引き続き行政改革等に取り組み、安定した財政基盤を確立し、昨年度策定した財政計画により、効率的な行政運営に努めてまいります。

以上、平成28年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、平成28年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費の減により対前年比0.6%の減、投資的経費は、ふくろ団地公営住宅建設工事、東小学校大規模改修工事、(仮称)スポーツ広場整備工事等の建設工事により、前年比11.4%増となります。その他の経費も、補助費等の増加で対前年比7.0%の増により、総額で対前年比5.2%増の161億6,000万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計27億4,408万7,000円、後期高齢者医療特別会計2億9,564万9,000円、介護保険特別会計17億565万

3,000円、個別排水処理事業特別会計9,956万5,000円、公共用地先行取得事業特別会計809万2,000円の5会計で48億5,304万6,000円。企業会計については、水道事業会計16億1,983万円、下水道事業会計21億3,810万2,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成28年度予算は、対前年比7.6%増の247億7,097万8,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成28年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、人口減による給与、年金所得者の所得減はあるものの、平成27年度決算見込みが当初予算から増額の見込みであることから、対前年比1.5%増とし、法人町民税では、国の景気対策によって、都市の景気は回復基調にあるものの、いまだ地域経済はその効果を実感できる状況にはありませんが、公共事業の増加により、高水準で推移していることから、対前年比6.5%増としたところであります。

また、固定資産税では、評価替えの第2年次となり、土地についてはほとんど変動はありませんが、家屋の新築及び太陽光発電設備の設置などにより、対前年比3.3%増とし、総額で対前年比2.3%増の20億4,364万5,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画に基づき計上したところです。

国庫支出金、道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、老朽化に伴う電話機更新工事、(仮称)遠軽豊里IC道の駅・周辺施設実施設計業務委託料、福祉センター建替えに伴う用地購入費等に係る経費、移住定住促進事業、地域おこし協力隊事業に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、生活安全灯(LED灯)改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バスの運行事業、紋別空港利用対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安心安全まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、福祉バスの増便に係る経費、軽中度難視聴児補聴器購入事業、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動支援、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉施策、児童自立支援施設整備に対する補助、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

《平成28年3月8日》

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦健診事業、母子保健推進事業、地域医療対策として、丸瀬布厚生病院に対する損失負担金、生田原診療所運営費、平成29年度中の稼働を予定している遠軽地区広域組合が実施するごみ焼却施設建設に要する負担金等の経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費、遠紋地域人材開発センター研修棟改修工事に要する経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、地域特産物育成開発に補助する農作物栽培奨励事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、酪農学園大学地域総合交流事業、多面的機能支払事業等に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害対策に要する経費のエゾシカの捕獲に係る報償費を増額したほか、町有林整備事業、民有林振興対策事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業及び遠軽町特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会等が主催する各種イベントの推進及び地域イベントに対する補助経費、えんがる町観光協会補助金では、道の駅運営を検討し支援する経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター改修工事、山の家・文化村ロッジ非常用照明器具工事に要する経費等を計上したところです。

土木費の道路関係では、東2線道路防雪工事（防雪柵）、中通排水整備工事、橋梁長寿命化工事、東1線道路オーバーレイ工事、向遠軽開拓道路改良工事、除雪対策として除雪グレーダ購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、3・6・9岩見通道路改良舗装工事、地籍整備事業、生田原河畔公園トイレ建設工事及びあずまや建設工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、ふくろ団地公営住宅建設工事、学校通団地公営住宅大規模改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策では、災害対策用の照明車購入に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に要する経費等を計上したところです。特に今年度からは、スキー授業に係るリフト代金を全額町で負担するほか、2か年計画により、国が示す学校図書の数値を達成するための図書購入、3か年計画により、児童生徒用机・椅子の更新のために要する経費を計上したところです。

《平成28年3月8日》

学校施設整備では、東小学校大規模改修工事、生田原・安国小学校大規模改修・耐震改修に係る調査設計に要する経費を計上したところです。

学校給食関係では、丸瀬布学校給食センター外構工事に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、第3次社会教育中期計画を策定するほか、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、埋蔵文化財センター運営に要する経費、丸瀬布中央公民館屋上防水改修工事、基幹集落センター会議用テーブル及び椅子購入に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、遠軽町図書館屋上防水改修工事、生田原図書館玄関等改修工事、図書資料等の充実、読書の普及等、図書館事業に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、指定管理業務委託料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金、（仮称）スポーツ広場整備工事、（仮称）スポーツ広場トイレ建設工事、生田原スポーツセンター窓改修工事、丸瀬布水泳プール水槽改修工事に要する経費等を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努めてまいります。

また、医療費の適正化、抑制を目指し安定した運営を図るため、国民健康保険税の収納率向上に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、国・道支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,910人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,287人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、浄化槽設置工事等に要する経費等を計上したところです。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計から

の繰入金を充当するものです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、給水戸数を9,443戸と予定し、収益的収入では、水道料金等5億5,537万5,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として5億5,354万4,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等9億2,223万2,000円、資本的支出では、国道333号（豊里）送水管布設工事、安国配水池増設工事、安国浄水場建設工事、水道管布設替工事、水道メーター検満取替経費及び企業債償還金等11億1,447万6,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,743戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億9,903万6,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として9億4,385万3,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等8億3,806万4,000円、資本的支出では、国道333号（豊里）公共下水道工事、福路中央通公共下水道工事などの管渠工事及び企業債償還金等11億9,424万9,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります山口智恵氏が平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについては、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号新町まちづくり計画の変更については、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、新町まちづくり計画を変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なお、その効力を有するとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定について及び議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については、行政不服審査法の施行に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

《平成28年3月8日》

議案第 7 号遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部改正については、行政不服審査法の施行等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 8 号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正については、遠軽丸瀬布線を増便するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町学校給食センター条例の一部改正については、丸瀬布学校給食センターの移転に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 10 号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町水道事業の給水区域の認可変更について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第 11 号遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正については、個別排水処理施設の設置区域を拡大するため、本条例を定めるものです。

議案第 12 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、子ども・子育て支援事業就園補助及び特産品等開発支援事業の実施に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 13 号平成 27 年度遠軽町一般会計補正予算（第 13 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金及び繰入金などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てするものです。

歳出については、国の補正予算関連事業として、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応の地方創生加速化交付金事業、マイナンバー制度の施行により自治体情報のセキュリティー対策の強化に伴うシステム購入経費、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、道営草地整備事業、国の補助金の追加によるふくろ団地公営住宅建設工事及びふくろ団地公営住宅集会所建設工事、白滝小学校屋体吊り天井等改修工事、遠軽中学校大規模改修工事等に要する経費を計上するとともに、事務事業の執行精査等に係る経費を計上したところ です。

議案第 14 号平成 27 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、療養給付費等負担金の確定により、補正するものです。

議案第 15 号平成 27 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費等を精査し、補正するものです。

議案第 16 号平成 27 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

議案第 17 号平成 27 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 5 号）については、事務事

業の執行精査により、補正するものです。

議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、平成28年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 新山教育委員長。

○教育委員長（新山史賢君） 一登壇一

平成28年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

今日、情報化、少子化の進行、家庭や地域での教育力の低下など、教育を取り巻く環境が大きく変化してきております。こうした時代の中にあつて、子どもたちが自立し、ともに支え合う社会の一員として、豊かな人生を送ることができる「生きる力」を育成することは教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としては、その連携を基にして、知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、「確かな学力」の伸長の第一として、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、「基礎的・基本的な知識や技能の習得」を確実なものにするよう努めてまいります。

第二には、習得した基礎的・基本的な学習内容を活用して、生き方の基盤となる言語能力を育てながら、「思考力・判断力・表現力等の育成」を図ってまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、地域の産業や自然遺産を教育活動に生かすなど、「学びの質」を高めてまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、生命の尊重、善悪の判断、他者を思いやる心情や自然と共生する心などさまざまな体験活動を通して培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな育ち」の涵養に努めてまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健康な身体」を育てるために、望ましい生活習慣づくりを進めるとともに、全国調査の結果を踏まえ、社会教育とも連携しながら、健

《平成28年3月8日》

康への関心を高め、運動の日常化を図るよう努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に、「学校安全」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。合わせて、いじめや不登校の解決、ネットトラブルへの対応、情報モラルの確立、薬物の有害性などについても、生徒指導を充実し、家庭・地域・関係機関との連携を図り、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを推進してまいります。

2点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた、より適切な指導・支援に努めてまいります。

3点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、「地産地消」にも努めてまいります。

4点目に、「信頼される学校」について申し上げます。

学校存立の基盤は、「一人ひとりの教師の信頼」にかかっております。そのため、校内研修を充実させるとともに、各種研修事業への参加奨励やモラルの向上を図るなど、専門職としての自覚と資質を高めてまいります。合わせて、学校評価や学校評議員制度を生かして学校改善を図り、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる「風通しのよい学校づくり」を進め、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるよう2人を増員し、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

また、就学援助費につきましては、昨年度に引き続き、給与対象経費区分を拡大し、認定児童生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、スキー授業に係るリフト代につきましては、今年度から保護者の負担をなくし、全額を町で負担してまいります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の授業環境の整備としましては、今年度から2年計画で、国が示す学校図書標準数を達成するために図書を購入し、更に3年計画で、児童・生徒用の机、椅子の更新をしてまいります。

遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促してまいります。

小・中学校の大規模改修につきましては、年次計画により、今年度は、東小学校大規模改修工事を実施してまいります。また、生田原小学校及び安国小学校の大規模改修と耐震改修に係る調査設計業務委託を実施してまいります。

その他の施設整備につきましては、生田原小学校放送設備更新工事、生田原中学校トイレ改修工事及び生田原小学校、丸瀬布小学校遊具設置工事などを行うとともに、小・中学校の環境整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新を初め、日ごろの施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

また、丸瀬布学校給食センター外構工事を実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが、個性や地域の特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、さまざまな学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

社会教育の重点項目につきましては、近年、特に家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている状況から、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

《平成28年3月8日》

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。更に、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

また、現行の第2次中期計画が計画最終年度となることから、引き続き総合的・計画的な社会教育の振興を図るため、第3次中期計画の策定を進めてまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。合わせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。更に、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパークと連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、丸瀬布中央公民館屋上防水改修工事などを実施し、施設の整備充実にも努めてまいります。

4図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習情報センターとしての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。

また、生田原図書館玄関等改修工事、遠軽町図書館屋上防水改修工事などを実施し、施設の適切な維持に努めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

《平成28年3月8日》

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町体育協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しやトレーニングルームの開設など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックバレースキー場の維持経費等について支援を行ってまいります。

施設整備等につきましては、（仮称）スポーツ広場整備工事、（仮称）スポーツ広場トイレ建設工事、生田原スポーツセンター窓改修工事、丸瀬布水泳プール水槽改修工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成28年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員山口智恵氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町岩見通北8丁目2番地11。氏名、國分悦子。生年月日、昭和29年9月13日。

國分悦子氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

《平成28年3月8日》

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。
これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明をいたします。
遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町東町1丁目4番地11、山田房子様から30万円、同じく札幌市豊平区西岡2条4丁目4番18号、大久セツ様から100万円、それぞれまちづくり振興資金として御寄附をいただいたものであります。

以上、2件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。
これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成28年3月8日》

◎日程第6 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、約45年にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、過疎地域において人口の減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法の執行期限を平成27年度まで6年間延長し、更に平成24年6月には東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、同法の有効期限を平成33年3月31日までの5年間延長とされたところであります。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定による北海道過疎地域自立促進方針に基づき、同法第6条第1項により、当該市町村の議会の議決を得て定めることができるものであり、更にこの場合において、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ都道府県に協議しなければならないという規定になっております。

なお、北海道との協議につきましては、本年2月24日付にて整っておりますことを御報告申し上げます。

また、この計画書に登載していない事業につきましては、過疎対策事業債の借り入れができないというものであり、実施段階では極めて重要な計画であります。

それでは、別紙、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画、表紙裏の目次をお開き願います。

このページに記載しております事項につきましては、同法第6条第2項の市町村計画に定める事項として規定されているものであります。各事項について、現況と問題点を分析検討し、その対策や計画、公共施設等総合管理計画との整合について項目立てをし、記載しております。

1ページをお開き願います。

1の基本的事項につきましては、15ページまで、遠軽町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間及び公共施設等総合管理計

《平成28年3月8日》

画との整合について記載しております。

次に、16ページをお開き願います。

2の産業の振興につきましては、農業、林業、地場産業、企業誘致、商業、観光又はレクリエーションの現況と問題点及びその対策を21ページまで記載しております。

5年間の具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、22ページ、23ページに記載しております。

次に、24ページをお開き願います。

3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、道路の整備、交通確保対策、通信施設及び地域間交流の現況と問題点及びその対策を26ページまで記載しております。具体的な計画事業として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、27ページから31ページに記載しております。

次に、32ページをお開き願います。

4の生活環境の整備につきましては、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、消防施設及び救急体制、公営住宅及びその他の現況と問題点及びその対策を34ページまで記載しております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体、公共施設等総合管理計画との整合について、35ページ、36ページに記載しております。

次に、37ページをお開き願います。

5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、高齢者等の保健・福祉、児童福祉及びその他の現況と問題点、その対策を38ページまで記載しております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、39ページに記載しております。

次に、40ページをお開き願います。

6の医療の確保につきましては、本町を取り巻く地域医療の現況と問題点及びその対策について記載しております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、41ページに記載しております。

次に、42ページをお開き願います。

7の教育の振興につきましては、学校教育及び社会教育の現況と問題点及びその対策を43ページまで記載しております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体、公共施設等総合管理計画との整合について、44ページ、45ページに記載しております。

次に、46ページをお開き願います。

8の地域文化の振興等につきましては、芸術・文化活動及び文化遺産の現況と問題点及びその対策を47ページまで記載しております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、48ページに記載しております。

次に、49ページをお開き願います。

《平成28年3月8日》

9の集落の整備につきましては、日常生活や生産活動、コミュニティー活動などを営む上で重要な機能を有する集落の現況と問題点及びその対策を記載しております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、50ページに記載しております。

最後の項目になります。51ページをお開き願います。

10のその他地域の自立促進に関し必要な事項につきましては、本町の豊かな自然環境を守っていくためにも、環境に負荷のかけない新・省エネルギーの導入や活用が求められておりますことから、その対策として、新・省エネルギーの導入や活用を促進することとして現況と問題点及びその対策をまとめております。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体及び公共施設等総合管理計画との整合について、52ページに記載しております。

次の53ページから58ページにつきましては、過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト事業分を抜粋したものでありまして、施策、区分別に記載しておりますので御参照願います。

また、この計画書に掲載されている事業計画につきましては、別冊になります、赤番4の参考資料にまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

こちら1ページから5ページまで、5年間の年度ごとの概算事業費を記載しておりますので、御確認いただければと思っております。

なお、ここに記載されている事業につきましては、必ず全てを実施するというものではありません。事業の必要性や緊急性なども踏まえまして、実施年度の先行や先送り、新たな事業の追加などの計画の変更も今後考えられるところでもあります。また、事業を実施するにしても、過疎債の枠もありますので、これら全てを過疎債にて実施するわけではなく、合併特例債ですとか、町単費で実施する場合がありますので、あらかじめ御理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 37ページ、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項で質問いたしますが、2017年、平成29年4月からですか、福祉の関係で要支援1、要介護1の人たちの介護保険を、各自治体の負担でやるというふうになっているのですが、そのことについての計画が別にあるのか。これには載せなくても別にあるのかどうか。これに載せなくてもいいものなのか、別の計画があるのかどうかということをちょっと伺いたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） ただいまの御質問にお答えいたします。

過疎計画に載せる必要はないというふうに考えております。

《平成28年3月8日》

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） これに載せなくても、そうすると、来年の4月1日からということですから、準備が進んでいるということで認識していいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） お答えをいたします。

総合事業につきましては、現在、準備を進めている段階でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第3号新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第3号新町まちづくり計画の変更について御説明いたします。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたことに伴い、新町まちづくり計画を変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により、新町まちづくり計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

本町においては、地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起こすことができる期間5年間の期間延長が可能となりましたが、これを可能とするためには、町村合併時に策定しました新町まちづくり計画の計画期間の延長などの計画変更の手続きが必要となります。

計画変更の手続きにつきましては、旧市町村の合併の特例に関する法律において、なおその効力を有するとされる同法の規定に基づき、地域審議会の意見を聞いた上であらかじめ都道府県に協議し、さらに議会の議決を得て変更することができるという規定になって

おります。

なお、北海道との協議につきましては、本年2月24日付にて協議が整っておりますことを御報告申し上げます。

それでは、変更する内容につきまして御説明いたします。

次のページをお開き願います。

変更の内容ですが、別紙の表により説明いたします。左が変更前、右が変更後であります。

最初に、3、計画の性格と期間の(3)期間の本文中、変更前が「平成17年度から平成27年度までのおおむね10年間」を、変更後「平成17年度から平成32年度までのおおむね15年間」に変更するものです。

次に、第1章、地域の概況、1、沿革・地勢の(2)位置の本文中、変更前が4町を合わせた面積は「1,332.32平方キロメートル」を、変更後「1,332.45平方キロメートル」に変更するものです。これは、国土地理院による面積の計測方法の変更によりまして、町の総面積が変更されておりますので、それに合わせるものです。

なお、表中の各地域の総面積を括弧書きにすることにつきましては、国土地理院に確認したところ、今回の変更は本町全域で測定し直したものであり、旧町村単位での面積の変更に関する資料は持ち合わせていないということでしたので、このような表記とし、総面積の合計のみ変更、合わせて注意書きを追加するものです。

2ページをお開きください。

第3章、主要指標の見通し、1、人口の見通しの本文中、将来の人口については以降、変更前が「平成7年および平成12年」の国勢調査を、変更後「平成12年、17年および22年」の国勢調査に、また変更前が「コーホート要因法」を、変更後「コーホート変化率法」に変更するものです。更に、変更前が「2006年頃を境に、減少に転じると予想されているわが国人口と同様、合併後の新町人口も、一定の減少傾向で推移していくことは、避けられない情勢となっております。」を、変更後「減少に転じたわが国の人口と同様、合併後の新町人口も一定の減少傾向で推移しています。」と、文言を整理し変更するものです。

また、変更前が「合併後10年間を経た平成27年の人口を22,000人」を、変更後「合併後15年間を経た平成32年の人口を19,000人」と、昨年度策定した第2次総合計画と同じ方法を用いて推計し変更するものです。

表のフレームにつきましては、変更前の実数値が平成12年のみで、以降分を推計値であったものを、変更後は実数値を平成12年から22年とし、推計値を平成32年と変更するものです。

なお、推計に当たり、変更前は年代別人口に年齢不詳分も案分して含んでおりましたが、今回は総人口のみに含めることとし、注意書きを追加しております。

次に、2、世帯数の見通しの本文中、変更前が「トレンド推計(回帰分析法)」を、変

更後「線形回帰・最少二乗法」に、また変更前が「平成27年の世帯数を10,600世帯」を、変更後「平成32年の世帯数を9,200世帯」に変更するものです。

表の世帯数フレームにつきましては、人口フレーム同様、変更前の実数値が平成12年のみで、以降分を推計値であったものを、変更後は実数値を平成12年から22年とし、推計値を平成32年と変更するものです。

表の下、（参考）人口ピラミッドの本文中、変更前「平成27年」推計から、変更後「平成32年」推計に変更するものです。

3ページをご覧ください。

第8章、財政計画、1、財政計画にあたって、（1）財政計画の考え方の本文中、変更前が「合併後の10年間についての財政計画を見通し、普通会計ベースにより」を、変更後「普通会計を対象に合併後15年間の財政収支を見通し」に変更するものです。

次に、（2）財政計画の内容について、地方債（町債）の本文中、変更前が「現段階で新町において想定される」を、変更後「新町まちづくりのための」に変更し、歳出の人件費の本文中、「及び」の二文字並んでいる部分の一文字削除し訂正いたします。

公債費では、本文中、変更前が「平成16年度」までを、変更後「平成26年度」までに変更するとともに、変更前の「合併以降の新町まちづくりのための」の表記を、変更後「新町まちづくりのための」へ変更するものです。

扶助費では、本文中、変更前が扶助費「のうち老人福祉に係る施策分については、高齢者人口の増加を勘案して見込むとともに、その他の施策については、」の文言を整理し、変更後、扶助費「については、」に変更するものです。

普通建設事業費では、本文中、変更前は「現段階で新町において想定される」を、変更後「新町まちづくりのための」に変更するものです。

最後に、4ページをお開き願います。

2、財政計画、表一合併後の財政計画で、変更前は推計値を1,000円単位で平成27年度分まで表記しておりましたが、変更後は100万円単位とし、決算が確定している平成17年度から26年度までを実績値として、また、27年度から32年度までを推計値として28年度以降の年度も追加を含めて変更するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

これより、新町まちづくり計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成28年3月8日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定について御説明いたします。

行政不服審査法の施行に伴い、遠軽町行政不服審査会を置くため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町行政不服審査会条例。

今回の行政不服審査法の改正につきましては、行政不服審査の公平性、使いやすさの向上などの観点に基づきなされたものであり、新たに審理員による審理手続き、第三者機関への諮問手続きの導入などについて改正されたところでございます。

この改正を受けまして、地方公共団体におきましては、不服申し立ての審理手続きを行うための第三者機関の設置が必要となったことから、遠軽町行政不服審査会条例を設置するものであります。

第1条は、行政不服審査法に基づき、町長の附属機関として、遠軽町行政不服審査会を設置することを規定しております。

第2条は、審査会委員の人数を3人として組織することを規定しております。

第3条は、委員の任期、守秘義務、報酬等に関すること。

第4条は、会長の選任等に関することを規定しております。

第5条は、多様な事案が諮問されることを想定し、専門委員を設置することができることなどを規定しております。

第6条は、会議に関すること。

第7条は、審査会の庶務に関すること。

第8条は、委任に関することを規定しております。

第9条は、委員又は専門委員に守秘義務を課すため、違反したものに対し行政不服審査法と同様の罰則を規定しております。

附則として、条例の施行日については、平成28年4月1日と規定しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成28年3月8日》

これをもって、質疑終わります。

お諮りします。

議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定については、なお審査の必要があると思われ
ますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定
しました。

◎日程第9 議案第5号及び日程第10 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整
備について、日程第10 議案第7号遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の
一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備につ
いて御説明いたします。

行政不服審査法の施行に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を一括して1本の整備条例と
して提出をするものです。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

遠軽町行政手続条例(第1条関係)は、行政手続法の規定に準じるための改正でありま
す。

次に、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例(第2条関係)は、引用する行政不服審
査法の法令番号及び条数の変更に伴う改正であります。

次のページをお開き願います。

遠軽町固定資産評価審査委員会条例(第3条関係)は、行政不服審査法の規定に準じて
設けている提出書面等の規定を新法に対応させるための改正であります。

改正後の第4条第2項第2号は、審査申出書の記載事項について行政不服審査法に準じ
て整備するものです。

第4条第3項は、行政不服審査法の全部改正に伴い、引用条項を改正するものです。

第4条第6項は、審査申出人の代表者などがその資格を喪失した場合の届け出義務につ
いて規定を追加するものです。

《平成28年3月8日》

第6条第2項、第5項は、町長から提出された弁明書及び審査申出人から提出された反論書の審査関係者への送付について、必要な規定を整備するものです。

第11条は、固定資産評価審査委員会が作成する決定書の記載事項等に係る規定を追加するものです。

次に、遠軽町手数料条例（第4条関係）は、別表第9として、審理員及び審査会に提出された資料の写しの交付に係る手数料を新設するものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第5条関係）、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（第6条関係）は、行政不服審査法の規定に準じるための改正であります。

別紙に戻りまして、附則として、第1項で、条例の施行日については、平成28年4月1日と規定しております。

第2項では、遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置を、第3項では、遠軽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第7号遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部改正について御説明をいたします。

行政不服審査法の施行等に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本条例は、法改正に伴う新たな行政不服審査手続きの導入により、情報公開制度及び個人情報保護制度における現行の遠軽町情報公開個人情報保護審査会の手続きと、改正法に伴う手続きが重複適用となることから、それを整理するとともに、改正法の趣旨に沿った条文の修正等を行うため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙を省略し、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表をお開き願います。

今回の改正に伴い、審査会の規定を明確に区分できるよう、題名の次に「目次及び章名」を付すものです。これに伴い、第1条の前に「第1章総則」を、第4条の次に「第2章公文書の公開」をそれぞれ付すものです。

第7条は、第1項中、公開しない旨の決定の次に「（以下「公開等の決定」という。）」加え、同条第2項中「前項の規定による決定」を「公開等の決定」に改め、同条第3項中「同項の決定」を「公開等の決定」に改め、同条第4項中「公開しない旨を決定」を「公開しない旨の決定を」に改め、「同条第5項及び第6項」を削るものです。

《平成28年3月8日》

第9条は、第1項第2号を「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。」に改め、公益上の裁量的公開を明確にするため、第2項を加えるものです。

第10条中、「前条各号」とあるのを「前条第1項各号」に改め、第12条の次に「第12条の2、（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）」として、第1項から第3項までを加えるものです。

第14条の次に「第3章審査請求」を付し、第15条を「（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）」とし、審理員の指名を不用とするため、改正法第9条第1項、ただし書きの規定に基づく特別の定めとして規定をするものです。

第15条の次に「第15条の2（審査会への諮問）及び第15条の3（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）」を加えるものです。

第15条の3の次に「第4章審査会」を付し、第16条の見出しを「（設置）」とし、遠軽町情報公開・個人情報保護審査会の設置と審査会の事務文書を明確に規定をするものです。

第19条第4項中「、次条に関するもの、その他その審議する内容」を「、第16条第1号に関するものその他その調査審議する内容」に改め、第20条及び第21条は見出しを「（審査請求に係る審査会の調査権限及び意見の陳述）」とし、規定の整備を行うため、条文全部を改定するものでございます。

第23条中「第16条から前条まで」とあるのを「この章」に改め、第23条の次に「第5章雑則」を付すものです。

以上が、第1条関係、遠軽町情報公開条例の一部改正であります。

続きまして、第2条、遠軽町個人情報保護条例の一部改正について、引き続き新旧対照表6ページをお開き願います。

目次の第2章第5節中「不服申立て」を「審査請求」に改め、第2章第5節の説明を「審査請求に関する手続」に改めるものです。

第42条の見出しを「（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）」とし、情報公開条例と同じく、審理員の指名を不用とするため、改正法第9条第1項、ただし書きの規定に基づく特別の定めとして規定をするものです。

第43条は、見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、参加人の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第3項とし、法改正に伴う規定の整備のため、同条に第1項及び第2項を加えるもので

す。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削るものです。

第54条中「遠軽町情報公開・個人情報保護審査会」を「遠軽町情報公開条例第16条に規定する遠軽町情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑終わります。

次に、議案第7号遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑終わります。

以上で、議案2件の質疑終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号遠軽町情報公開条例及び遠軽町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成28年3月8日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時まで暫時休憩いたします。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第6号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第6号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について御説明いたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を一括して1本の整備条例として提出をするものです。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第1条関係）は、引用する地方公務員法の条数の変更に伴う改正であります。

次に、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）中、第1条は、引用する地方公務員法の条数の変更に伴う改正であります。

第4条、別表第2については、地方公務員法の改正に伴い、規則で定めていた等級別基準職務表を条例で規定するとともに、法改正に伴う規定の整備を行うものです。

遠軽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第3条関係）については、地方公務員法の改正に伴い、第3条第2号、職員の人事評価の状況、第5号、職員の休業に関する状況、第8号、職員の退職管理の状況を加えるとともに、法改正に伴う規定の整備を行うものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項で、条例の施行日については、平成28年4月1日と規定をしております。

第2項では、遠軽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過

《平成28年3月8日》

措置を規定しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

これより、議案第6号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第8号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

内野建設課長。

○建設課長（内野清一君） 議案第8号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、遠軽丸瀬布線を増便するため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町公営バスに関する条例、新旧対照表をお開き願います。

第4条、運送の範囲及び運行等、第2項第4号中「1日3往復」を「1日4往復」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

《平成28年3月8日》

これより、議案第8号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 議案第9号遠軽町学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古賀学校給食センター所長。

○学校給食センター所長(古賀伸次君) 議案第9号遠軽町学校給食センター条例の一部改正についてを御説明いたします。

丸瀬布学校給食センターの移転に伴い、遠軽町学校給食センター条例の一部を改ずるものでございます。

次のページの別紙をご覧ください。

遠軽町学校給食センター条例の一部を改正する条例でございまして、改正の内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、ご覧ください。

第2条の表の丸瀬布学校給食センターの位置の改正でありまして、「遠軽町丸瀬布中町115番地2」とあるのを「遠軽町丸瀬布新町100番地」に改めるものでございます。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

これより、議案第9号遠軽町学校給食センター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、遠軽町水道事業給水区域の認可変更に必要な事項を定めるために、本条例を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、次のページ、参考資料により御説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

現行第2条、第2項第1号、ア、（イ）「豊里、向遠軽、清川、丸大及び留岡の一部の区域」を「豊里、向遠軽、清川、丸大、留岡、生田原安国及び生田原水穂の一部の区域」に改めるものであります。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は、北海道知事の認可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

これより、議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第11号遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第11号遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正につきまして御説明いたします。

個別排水処理施設の設置区域を拡大するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部を改正する条例。

本条例につきましては、個別排水処理施設の設置区域を公共下水道事業の処理区域を除く居住地一円に拡大し、遠軽町生活排水処理基本計画に基づき、個別排水処理施設整備事業によって浄化槽の普及を進めるため、本条例を定めるものです。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により附則と合わせまして御説明いたします。

次のページをお開き願います。

遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例（第1条関係）につきましては、題名を「遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例」から「遠軽町個別排水処理施設条例」に改めるものです。

第2条中「次の各号に掲げるとおり」を「遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年遠軽町条例第209号）第2条第3項に定める遠軽町公共下水道事業の処理区及び規則で定める区域を除く居住地一円」に改め、「同条各号」を削るものです。

次に、遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例（第2条関係）につきましては、題名を「遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例」から「遠軽町個別排水処理事業受益者分担金条例」に改めるものです。

次に、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（附則関係）につきましては、別表第1、第16項中「遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例（平成18年条例第19号）」を「遠軽町個別排水処理事業受益者分担金条例（平成18年遠軽町条例第19号）」に改めるものです。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、第1項、施行期日としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項として、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正として、新旧対照表で説明のとおり改めるものです。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成28年3月8日》

これをもって、質疑終わります。

これより、議案第11号遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例及び遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第12号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

会津滞納対策室参事。

○滞納対策室参事(会津靖朗君) 議案第12号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援事業就園補助及び特産品等開発支援事業の実施に伴い、制限する行政サービスに当該事業の補助金を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページにあります新旧対照表をお開き願います。

別表第2の改正でありまして、表中、分類、補助金の欄に掲げる行政サービス等に「子ども・子育て支援事業就園補助に関すること。」及び「特産品等開発支援事業に関すること。」を加えるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

これより、議案第12号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号から日程第27 議案第22号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第13号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）、日程第18 議案第14号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第19 議案第15号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第20 議案第16号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）、日程第22 議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上議案6件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第13号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,902万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億2,248万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第3表繰越明許費」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を1,768万2,000円減額、2項国庫補助金に1億9,699万7,000円を追加し、総額を14億3,940万9,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を884万2,000円減額、2項道補助金に603万4,000円を追加、3項委託金を372万円減額し、総額を6億309万2,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入を149万2,000円減額し、総額を5,060万円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に612万7,000円を追加し、総額を3,343万9,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1億3,124万7,000円減額し、総額を2億9,856万1,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に2,825万4,000円を追加し、総額を

《平成28年3月8日》

1億5,311万2,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に3億5,460万円追加し、総額を29億550万円とするものです。

これによりまして、歳入合計156億9,345万8,000円に4億2,902万9,000円を追加し、総額を161億2,248万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費に5万円を追加し、総額を1億684万9,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,654万4,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に361万5,000円を追加、5項統計調査費を270万6,000円減額し、総額を27億7,263万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に8,055万円を追加、2項児童福祉費を1,197万8,000円減額し、総額を28億2,550万4,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、2項清掃費を3,096万3,000円減額し、総額を14億1,131万8,000円とするものです。

5款労働費につきましては、1項労働諸費を191万6,000円減額し、総額を4,410万1,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に800万円を追加し、総額を3億8,344万1,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を142万円減額し、総額を4億2,720万8,000円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に3万2,000円を追加、2項道路橋りょう費を3,226万円減額、3項河川費を96万8,000円減額、4項都市計画費を8,563万6,000円減額、5項下水道費を30万1,000円減額、6項住宅費に2億3,101万5,000円を追加し、総額を24億3,626万9,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を2,426万9,000円減額し、総額を7億5,916万6,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を717万3,000円減額、2項小学校費に2,491万5,000円を追加、3項中学校費に3億3,371万7,000円を追加、4項学校給食費を8,045万5,000円減額、6項社会教育費を207万4,000円減額、7項保健体育費を729万円減額し、総額を26億6,434万円とするものです。

これによりまして、歳出合計156億9,345万8,000円に4億2,902万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の161億2,248万7,000円とするものです。

《平成28年3月8日》

す。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、（仮称）遠軽豊里IC道の駅・周辺施設基本設計業務委託、（仮称）遠軽豊里IC道の駅開発行為設計業務委託、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路道路改良工事、6項住宅費、ふくろ団地公営住宅建設工事の総額及び年割額をそれぞれ変更するものです。

次のページをお開き願います。

次に、第3表、繰越明許費について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業3,055万8,000円、地方創生加速化交付金事業3,303万円、3項民生費1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業1億572万7,000円、6款農林水産業費1項農業費、道営草地整備事業800万円、8款土木費6項住宅費、ふくろ団地公営住宅建設事業1億6,050万円、ふくろ団地集会所建設事業1億1,550万円、10款教育費2項小学校費、白滝小学校改修事業2,499万2,000円、3項中学校費、遠軽中学校大規模改修事業3億7,151万8,000円につきましては、年度内への支出を見込めないことから、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、情報セキュリティ強化対策事業670万円、白滝小学校改修事業1,660万円、単独災害復旧事業1,070万円を追加するものです。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業から体育施設整備事業までの15事業について、それぞれ額の確定及び事業の追加により限度額を変更するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

15ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会活動事業5万円につきましては、交際費を追加するものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費131万円につきましては、4月から6月までの道職員の派遣に係る北海道派遣職員負担金を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費1,413万5,000円の減額につきましては、（仮称）遠軽豊里IC道の駅・周辺施設基本設計業務委託料、（仮称）遠軽豊里IC道の駅開発行為設計業務委託料、（仮称）遠軽豊里IC道の駅汚水処理管渠等整備設計業務委託料外の執行精査です。

7目支所及び出張所費、白滝支所管理事業198万2,000円、生田原支所管理事業56万1,000円、丸瀬布支所管理事業159万7,000円の減額につきましては、電話機の更新に係る備品購入の執行精査です。

8目交通対策費、交通安全施設整備事業244万1,000円の減額につきましては、

《平成28年3月8日》

遠軽地域生活安全灯改修工事、生田原地域生活安全灯改修工事及び白滝地域生活安全灯改修工事の執行精査です。町営バス運行事業1,045万円の減額につきましては、町営バス運行委託料の執行精査です。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業2,734万3,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料、国道333号線光ケーブル移設工事、情報通信線維持工事及び社会保障・税番号制度中間サーバー利用負担金は、執行精査によるものです。備品購入費につきましては、国からの情報セキュリティ強化対策の要請によりネットワークを系統別に分離するため、ネットワーク機器、パソコン、サーバー等の購入に係る経費を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業602万7,000円につきましては、指定寄附金14件、189万円、ふるさと納税寄附金578件、413万7,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

16目地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費につきましては、財源の振り替えです。

17目地方創生加速化推進費、地方創生加速化交付金事業3,303万円につきましては、国が創設した地域創生加速化交付金による事業として、白滝ジオパークと農業を活用した地域の魅力創造事業及び森林と温泉を利用した健康のまちづくり事業に係る経費を計上するものです。臨時職員賃金は、ジオツアーのバスの運転手に係る経費。消耗品費、燃料費及び修繕料は、ジオツアー用のバスに係る経費。通信運搬費は、ジオパーク交流センターのWi-Fi整備に係る経費。広告料は、海外向けテレビ番組の製作、放送に係る経費。手数料及び自動車損害保険料は、ジオツアー用のバスの購入に係る経費。物品借上料は、ジオサイトの仮設トイレの設置に係る経費。備品購入費及び自動車重量税は、ジオツアー用のバスの購入に係る経費です。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業361万5,000円につきましては、国の補正予算に伴い、通知カード・個人番号カード関連事務負担金を追加するものです。

5項統計調査費1目統計調査総務費、国勢調査事業270万6,000円の減額につきましては、事業の執行精査によるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金支給事業123万9,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業1億572万7,000円につきましては、国の補正予算により賃金引き上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない高齢者への支援や高齢者世帯の所得全体の底上げ、個人消費の下支えに資するために実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る経費として、時間外及び休日勤務手当85万5,000円、賃金職分社会保険料6万2,000円、臨時職員賃金37万7,000円、消耗品費14万円、印刷製本費22万4,000円、通信運搬費80万7,000円、手数料32万

4,000円、総合行政情報システム改修業務委託料93万8,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金1億200万円を計上するものです。対象者は3,400人を見込み、1人につき3万円を支給するものです。

後期高齢者医療事業3,183万6,000円の減額につきましては、平成26年度市町村療養給付費負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合負担金を減額するものです。

介護保険事業779万1,000円につきましては、介護保険特別会計の補正に伴うものです。

2目障害者福祉費、障害者総合支援事業10万7,000円につきましては、平成26年度負担金の確定に伴い、地域活動支援センター運営負担金を追加するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業228万7,000円につきましては、施設型給付費負担金579万3,000円は、公定価格の改定及び入所時の増加による追加。一時預かり事業補助金373万1,000円は、利用見込みの精査による減額。子ども・子育て支援事業就園補助金22万5,000円は、対象世帯の増加による追加です。

2目児童措置費、児童手当支給事業1,426万5,000円の減額につきましては、支給見込みの精査により児童手当扶助費をそれぞれ減額するものです。

4目児童館費につきましては、財源の振り替えです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、財源の振り替えです。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業1,259万8,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の確定によるものです。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1,128万3,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の確定によるものです。

3目し尿処理費、し尿処理事業708万2,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の確定によるものです。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費、職業能力開発事業191万6,000円の減額につきましては、遠紋地域人材開発センター暖房設備改修工事の執行精査によるものです。

6款農林水産業費1項農業費6目農業施設費、公共牧場管理事業800万円につきましては、国の補正予算により北海道が平成28年度から計画していた事業の一部を前倒しするもので、町負担分25%の道営草地整備事業負担金を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商工会議所・商工会助成事業169万1,000円の減額につきましては、商工会運営費補助金の執行精査によるものです。企業振興促進助成事業27万1,000円につきましては、企業振興促進補助金1件分を追加するものです。

5目観光施設費につきましては、財源の振り替えです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費3万2,000円につき

ましては、基金利子の確定により土地開発基金繰出金を追加するものです。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路橋りょう総務一般経費71万円の減額につきましては、町道用確測量業務委託料の執行精査によるものです。

2目道路橋りょう維持費、除雪対策事業9,600万4,000円につきましては、除排雪経費に不足が見込まれるため、道路除排雪業務委託料7,424万5,000円、機械借上料2,175万9,000円を追加するものです。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業1億2,755万4,000円の減額につきましては、福路39号線通用確設計業務委託料、岩見通基礎調査資料作成業務委託料、西町3丁目8号通用確測量業務委託料外の執行精査によるものです。

3項河川費1目河川総務費、河川維持管理事業96万8,000円の減額につきましては、福田川用確測量業務委託料、山の神川護岸工事、トーンナイ川河川維持工事の執行精査によるものです。

4項都市計画費1目都市計画総務費、都市計画総務一般経費277万9,000円の減額につきましては、嘱託職員報酬及び報酬職分社会保険料の執行精査によるものです。地籍整備事業2,447万9,000円の減額につきましては、地籍調査事業業務委託料及び地籍調査事業永久杭埋設業務委託料の執行精査によるものです。

2目街路事業費、街路新設改良事業5,837万8,000円の減額につきましては、3・6・9岩見通道路改良舗装工事、北2丁目通交通バリアフリー歩道整備工事及び道路改良附帯工事の執行精査によるものです。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進30万1,000円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計の補正に伴うものです。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業57万3,000円の減額につきましては、若葉団地公営住宅外壁改修工事、西区第2団地公営住宅屋根塗装工事及び末広団地公営住宅屋根塗装工事の執行精査によるものです。定住促進住宅管理事業28万円の減額につきましては、新町定住促進住宅屋根改修工事、天神定住促進住宅屋根改修工事及び南区定住促進住宅排水設備改修工事の執行精査によるものです。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業2億3,186万8,000円につきましては、ふくろ団地公営住宅建設工事1億2,338万6,000円及びふくろ団地集会所建設工事1億1,550万円は、国の補助金の追加により平成28年度に予定していた事業を計上するもので、水谷団地公営住宅解体工事、あけぼの団地公営住宅解体工事、あけぼの団地公営住宅建設工事外は、執行精査により減額するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業2,426万9,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の確定によるものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教育委員会庁舎管理事業23万7,000円の減額につきましては、教育委員会庁舎外構工事の執行精査によるものです。教職員住宅整備事業324万7,000円の減額につきましては、教職員住宅下水道接続工事、教

《平成28年3月8日》

職員住宅屋根改修工事及び教職員住宅建設工事の執行精査によるものです。

3目教育振興費、教育振興一般経費115万円の減額につきましては、社会科副読本に係る印刷製本費の執行精査によるものです。スクールバス運行事業264万1,000円の減額につきましては、スクールバス等運転業務委託料の執行精査によるものです。奨学資金貸付事業10万2,000円につきましては、指定寄附及び基金利子の確定により奨学資金貸付基金操出金を追加するものです。

2項小学校費2目教育振興費、要保護・準要保護児童援助事業40万2,000円につきましては、対象者の増加により就学援助費を追加するものです。小学校特別支援教育就学奨励事業12万7,000円につきましては、対象者の増加により就学援助費を追加するものです。

3目学校建設費、小学校建設事業2,438万6,000円につきましては、白滝小学校屋体吊り天井等改修工事2,499万2,000円は、国の補助金の追加により平成28年度に予定していた事業を計上するもので、生田原小学校外5校グラウンド整備工事、丸瀬布小学校プレイルーム床改修工事、丸瀬布小学校グラウンド階段改修工事ほかは、執行精査により減額するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費248万8,000円の減額につきましては、嘱託職員報酬及び報酬職分社会保険料の執行精査によるものです。

2目教育振興費、中学校特別支援教育就学奨励事業1万5,000円につきましては、対象者の増加により就学援助費を追加するものです。

3目学校建設費、中学校建設事業3億3,619万円につきましては、手数料17万8,000円、遠軽中学校大規模改修工事監理業務委託料198万円及び遠軽中学校大規模改修工事3億4,047万円は、国の補助金の追加により、平成28年度に予定していた事業を計上するもので、手数料につきましては、仮設職員室建築許可申請等に係るものです。生田原中学校外5校グラウンド整備工事、生田原中学校音楽室屋根改修工事、安国中学校玄関外壁改修工事外は執行精査により減額をするものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業8,045万5,000円の減額につきましては、丸瀬布学校給食センター建設工事監理業務委託料、丸瀬布学校給食センター建設工事及び備品購入費の執行精査によるものです。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育総務一般経費52万7,000円の減額につきましては、丸瀬布教育センター電話更新外に係る備品購入費の執行精査によるものです。

2目図書館費、図書館図書室管理運営事業154万7,000円の減額につきましては、生田原図書館屋上防水改修工事及び生田原図書館汚水排水管改修工事の執行精査によるものです。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費11万6,000円につきましては、備品購入費は、自動車購入外の執行精査より28万4,000円を減額、社会体育

《平成28年3月8日》

振興補助金は、冬季合宿の増加により40万円を追加するものです。

2目体育施設費、球技場管理運営事業740万6,000円の減額につきましては、(仮称)スポーツ広場トイレ建設工事実施設計業務委託料、(仮称)スポーツ広場整備工事、えんがる湧別川多目的広場ラグビーポール設置工事及びスポーツ広場整備に係る用地購入費の執行精査によるものです。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費につきましては、財源の振り替えです。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,768万2,000円の減額につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、道負担金からの振り替え等による追加、児童手当負担金は、支給見込みの精査による減額、施設型給付費負担金は、負担割合の確定等による減額です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3,024万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、事業費の確定による減額、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)は、申請事業が採択されなかったことによる減額、情報セキュリティ強化対策費補助金は情報セキュリティ強化に伴うネットワーク機器、パソコン、サーバー等の購入に係る追加、地方創生加速化交付金は、白滝ジオパークと農業を活用した地域の魅力創造事業及び森林と温泉を利用した健康のまちづくり事業に係る追加、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金は、国の補正予算に伴う追加です。

2目民生費国庫補助金1億324万2,000円につきましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び臨時福祉給付金給付事務費補助金は、事業費の確定による減額、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金は、道寄附金の支給に係る追加、一時預かり事業補助金は、利用見込みの精査による減額です。

5目土木費国庫補助金4,302万円につきましては、道路改良事業交付金、道路改良事業補助金及び街路事業交付金は、事業費の確定による減額。地域住宅交付金は、ふくろ団地公営住宅建設工事、ふくろ団地集会所建設工事の事業の追加及び事業の確定によるものです。

6目教育費国庫補助金2,049万4,000円につきましては、白滝小学校屋体吊り天井等改修工事、遠軽中学校大規模改修工事の事業の追加及び事業費の確定によるものです。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金854万円につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、国庫負担金への振り替え等による減額、児童手当負担金は、支給見込みの精査による減額、施設型給付費負担金は、負担割合の確定等による追加

《平成28年3月8日》

です。

3目土木費道負担金1,738万2,000円の減額につきましては、事業費の確定による地籍調査事業費負担金の減額です。

2項道補助金2目民生費道補助金593万4,000円につきましては、放課後児童健全育成事業補助金は、補助制度改正による追加、一時預かり事業補助金は、利用見込みの精査による減額です。

7目消防費道補助金10万円につきましては、防災備蓄品等の購入に係る地域づくり総合交付金の追加です。

3項委託金1目総務費委託金320万円の減額につきましては、事業費の確定による国勢調査委託金の減額です。

3目土木費委託金52万円の減額につきましては、道道と町道の交換除雪に伴う除排雪業務委託金の減額です。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入152万6,000円の減額につきましては、教職員住宅貸付料の精査による減額です。

2目利子及び配当金3万4,000円につきましては、基金利子の確定による追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金199万円は、まちづくり振興資金として8件、166万円、社会福祉振興資金として5件、20万円、スポーツ振興資金として1件、3万円、奨学資金として1件、10万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金413万7,000円は、578件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、1億3,124万7,000円の減額です。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金2,825万4,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款町債1項町債1目総務債670万円の減額につきましては、道の駅整備事業債、生活安全灯整備事業債及び福祉センター建替事業債は、事業費の確定による減額、情報セキュリティ強化対策事業債は、事業の追加によるものです。

3目衛生債370万円につきましては、丸瀬布厚生病院医療機器整備事業債は、起債対象経費の確定による減額、ごみ焼却施設整備事業債は、事業費の確定による追加です。

5目商工債70万円の減額につきましては、起債対象経費の確定による生田原コミュニティセンター改修事業債の減額です。

6目土木債4,140万円につきましては、道路新設改良事業債及び街路整備事業債は、事業費の確定による減額、公営住宅建設事業債は、事業の追加及び事業費の確定によるものです。

7目消防債770万円の減額につきましては、事業費の確定による消防車両整備事業債

《平成28年3月8日》

の減額です。

8目教育債3億1,390万円につきましては、教職員住宅整備事業債は、事業費の確定による減額、遠軽中学校大規模改修事業債は、事業の追加及び事業費の確定による追加、南中学校耐震改修事業債は、事業費の確定による追加、丸瀬布学校給食センター整備事業債及び体育施設整備事業債は、事業費の確定による減額、白滝小学校改修事業債は、事業の追加によるものです。

10目災害復旧費1,070万円につきましては、昨年7月31日から8月1日及び10月8日の集中豪雨により発生した災害に係る単独災害復旧事業債です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 内野建設課長。

○建設課長（内野清一君） 工事関係について御説明いたします。

赤番5、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）に関する資料をご覧ください。

1ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、ふくろ団地公営住宅建設工事で、右下凡例のとおり、ふくろ団地C棟、木造平屋建て1棟3戸、延べ床面積253平方メートル。ふくろ団地D棟、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積323平方メートル。ふくろ団地集会所、木造平屋建て1棟、延べ床面積288平方メートルでございます。

2ページが配置図、3ページがC棟平面図、4ページがC棟立面図、5ページがD棟平面図、6ページがD棟立面図、7ページが集会所平面図、8ページが集会所立面図でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 続きまして、9ページをご覧ください。

白滝小学校屋体吊り天井等改修工事の工事内容について説明いたします。

左側の網かけの屋体の吊り天井となっている吊りボルトとグラスウールボードとコンパネを支えるH型の軽量鉄骨を撤去するものでございまして、また、照明設備の改修と、バスケケットゴールの改修を行うものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

遠軽町中学校大規模改修工事の工事内容について御説明いたします。

網かけの部分の普通教室棟の1階から3階と、玄関部分と給食棟を改修するもので、工事概要につきましては、耐震補強としまして、鉄筋コンクリート耐震壁の新設を行い、内外の壁の塗装、外部建具のサッシ等への改修、トイレを和式から洋式への改修、照明設備の改修、放送設備の改修、暖房設備の改修、給食室につきましては給湯設備の改修でございます。また、職員室につきましては、改修の期間中、仮設での職員室を設置することとしてございます。

《平成28年3月8日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第14号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,002万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,414万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に131万円を追加、2項国庫補助金に46万6,000円を追加し、総額を5億1,069万1,000円としたものです。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に155万4,000円を追加し、総額を6,631万1,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金を35万2,000円減額、2項道補助金に46万6,000円を追加し、総額を1億3,537万7,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に2,658万5,000円を追加し、総額を2,658万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計27億9,411万3,000円に3,002万9,000円を追加し、総額を28億2,414万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、2項高額療養費に628万1,000円を追加し、総額を17億3,498万3,000円とするものです。

3款後期高齢者支援金等につきましては、1項後期高齢者支援金等に47万円を追加し、総額を2億8,165万7,000円とするものです。

7款共同事業拠出金につきましては、1項共同事業拠出金を863万3,000円を減額し、総額を6億1,336万3,000円とするものです。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,191万1,000円を追加し、総額を3,400万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計27億9,411万3,000円に3,002万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の28億2,414万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費472万7,000円は、

《平成28年3月8日》

一般被保険者高額療養費の増加に伴う負担金の追加です。

2目退職被保険者等高額療養費155万4,000円は、退職被保険者等高額療養費の増加に伴う負担金の追加です。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金47万円は、後期高齢者支援金の確定による負担金の追加です。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金141万1,000円は、高額医療費共同事業医療費拠出金の確定による負担金の減額です。

2目保険財政共同安定化事業拠出金722万2,000円は、保険財政共同安定化事業医療費拠出金の確定による負担金の減額です。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金3,191万1,000円は、平成26年度療養給付費負担金の確定による概算交付金の超過分償還金の追加です。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金166万2,000円は、一般被保険者高額療養費保険者負担金の増加に伴う療養給付費負担金151万2,000円、後期高齢者支援金負担金15万円の追加です。

2目高額医療費共同事業負担金35万2,000円は、医療費拠出金の確定による高額医療費共同事業負担金の減額です。

2項国庫補助金1目財政調整交付金46万6,000円は、一般被保険者高額療養費保険者負担金の増加に伴う普通調整交付金36万3,000円、特別調整交付金10万3,000円の追加です。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金155万4,000円は、退職被保険者高額療養費の増加に伴う療養給付費交付金の追加です。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金35万2,000円は、医療費拠出金の確定による高額医療費共同事業負担金の減額です。

2項道補助金1目財政調整交付金46万6,000円は、一般被保険者高額療養費保険者負担金の増加に伴う北海道普通調整交付金31万1,000円、北海道特別調整交付金15万5,000円の追加です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金2,658万5,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第15号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,549万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を16億6,444万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金を216万1,000円減額し、総額を4億1,350万6,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、1項支払基金交付金に239万8,000円追加し、総額を4億3,620万7,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に225万8,000円追加、2項道補助金を108万1,000円減額し、総額を2億3,331万4,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に779万1,000円追加、2項基金繰入金を918万3,000円減額し、総額を2億5,341万4,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に2,547万4,000円を追加し、総額を3,424万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計16億3,895万2,000円に2,549万6,000円を追加し、総額を16億6,444万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に2,181万5,000円追加、2項高額介護サービス等費に155万9,000円追加、3項高額医療合算介護サービス等費に100万円追加、4項特定入所者介護サービス等費に110万円追加し、総額を15億5,784万4,000円とするものです。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に2万2,000円を追加し、総額を899万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計16億3,895万2,000円に2,549万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の16億6,444万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費2,181万5,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありまして、特例居宅介護サービス等給付費を1,500万円減額、地域密着型介護サービス等給付費に751万1,000円追加、施設介護サービス等給付費に2,100万円追加、居宅介護サービス等計画給付費に830万4,000円の追加であります。

《平成28年3月8日》

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費155万9,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費100万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費110万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費1目介護予防事業費につきましては、介護予防事業における生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業が対象外となったことによる財源の振り替えであります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、償還金2万2,000につきましては、介護報酬改定等に伴い平成26年度に実施しましたシステム改修事業の確定による介護給付費負担金等返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金216万1,000円につきましては、介護予防事業における生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業が対象外となったことによる地域支援事業交付金の減額であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金481万8,000円につきましては、平成26年度介護サービス等給付費の実績精査に伴う介護給付費支払基金交付金の過年度分の追加であります。

2目地域支援事業交付金242万円につきましては、介護予防事業における生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業が対象外となったことによる地域支援事業交付金の減額であります。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金225万8,000円につきましては、平成26年度介護サービス等給付費の実績精査に伴う介護給付費負担金の過年度分の追加であります。

2項道補助金1目地域支援事業交付金108万1,000円につきましては、介護予防事業における生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業が対象外となったことによる地域支援事業交付金の減額であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援事業繰入金756万3,000円につきましては、介護予防事業における生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業が対象外となったことによる地域支援事業繰入金の追加であります。

3目低所得者保険料軽減繰入金20万6,000円につきましては、第1号被保険者数の変動に伴う低所得者保険料軽減繰入金の追加であります。

4目その他一般会計繰入金2万2,000円につきましては、介護報酬改定に伴い平成26年度に実施しましたシステム改修事業の確定による事務費一般会計繰入金の追加であ

《平成28年3月8日》

ります。

2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金918万3,000円につきましては、介護給付準備基金繰入金の減額であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金2,547万4,000円につきましては、平成26年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第16号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ660万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により説明します。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を30万1,000円減額し、総額を363万2,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に10万円を追加し、総額を10万1,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を70万円減額し、総額を200万円とするものです。

これによりまして、歳入合計750万5,000円から90万1,000円を減額し、総額を660万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を90万1,000円減額し、総額を443万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計750万5,000円から90万1,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の660万4,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

3ページをご覧ください。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を270万円から200万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたし

《平成28年3月8日》

ます。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費33万1,000円は、一般管理事業の執行精査により普通旅費5,000円、手数料26万9,000円、浄化槽維持管理業務委託料5万7,000円をそれぞれ減額するものです。

2目個別排水処理施設整備費57万円の減額は、浄化槽設置工事の執行精査によるものです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、7ページをお開き願います。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金30万1,000円の減額は、事業執行精査によるものです。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金10万円の追加は、事業執行精査によるものです。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債70万円の減額は、事業執行精査によるものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

第2条は、平成27年度遠軽町水道事業会計予算第4条の本文括弧書中「1億7,328万9,000円」を「1億7,045万2,000円」に、「5,547万円」を「4,428万1,000円」に、「1,291万6,000円」を「2,126万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債に660万円追加、第2項国庫補助金を503万4,000円減額し、総額4億5,751万7,000円にするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費から127万1,000円を減額し、総額を6億2,796万9,000円とするものです。

第3条は、予算第5条の企業債表中、上水道整備事業の限度額「1,820万円」を「1,720万円」に、簡易水道整備事業限度額「3億480万円」を「3億1,240万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページの補正予算（第5号）明細により説明いたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債660万円の追加は、水道事業債及び簡易水道事業債の執行精査によるものです。

2項国庫補助金1目国庫補助金503万4,000円の減額は、簡易水道等施設整備費

《平成28年3月8日》

補助金の精査によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費2目配水管布設費127万1,000円の減額は、水道管布設替工事の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第2条は、平成27年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益を415万4,000円減額し、総額11億6,415万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を830万8,000円減額し、総額を9億4,257万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「3億8,122万3,000円」を「3億8,291万8,000円」に、「8,156万円」を「9,588万4,000円」に、「1,904万3,000円」を「641万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を4,400万円減額し、第2項国庫補助金を2,617万6,000円減額し、総額を5億5,738万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費から6,848万1,000円減額し、総額を9億4,030万7,000円とするものです。

第4条は、予算第6条企業債の表中、公共下水道整備事業の限度額「3億290万円」を「2億5,890万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、6ページの補正予算（第4号）明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益2目国庫補助金415万4,000円の減額は、下水道事業交付金の精査によるものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費830万8,000円の減額は、遠軽下水処理センター等長寿命化計画策定業務委託の執行精査によるものです。

7ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債4,400万円の減額は下水道事業債の精査、2項国庫補助金1目国庫補助金2,617万6,000円の減額は、下水道事業交付金の執行精査によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費5,111万3,0

《平成28年3月8日》

00円の減額は、公共下水道管渠設計調査業務委託及び公共下水道管渠工事等の執行精査、2目処理場整備費1,736万8,000円の減額は、遠軽下水処理センター監視制御設備更新工事委託及び遠軽下水処理センター建設工事の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2時35分まで、暫時休憩します。

午後 2時19分 休憩

午後 2時33分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程しました議案6件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第13号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款総務費、17ページから24ページ。

杉本議員。

○17番（杉本信一君） 総務費のほうで、一般管理費の総務一般経費、北海道派遣職員負担金131万円の補正が出ていますけれども、これは、この時期に補正がかかってくるというのは、こういった内容なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 昨年4月から6月に道から派遣されていた職員が農政林務課におりました。その職員の人件費の精算分が、今来たということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） 精算分が来た。精算分ということは、要するに、追加で何か来たということですか。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 負担金の請求が来たということです。昨年の4月から6月分の人件費の負担金の請求が今この時期に来たということでございます。それは、通常人件費等でございますので、差額等もございまして、それらも含めて今現在来たということでございます。

○議長（前田篤秀君） 広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） もう少し私のほうから説明させていただきますけれども、

ちょっと特殊事情がございました。この職員については、遠軽町が給与を負担する形で派遣を受けていたわけでございます。それで、前年度末をもって本来終了という予定でございました。たまたま選挙の年でございます、人事異動が6月になるというようなことで相談ございました。それで、それが決まるまでの間については引き続き遠軽町が給与等については負担するというので、引き続き派遣を受けたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） 済みません。最初に言えばよかったですけれども、もう1点、同じページの中で、電算管理費の中の備品購入費ですか、3,000万円、こちらのほうは、さっき若干どこかで説明があったような気がしたのですけれども、要するに、セキュリティの問題で、国のほうから来たので電算機ということなのですか、パソコン、サーバー含めてということなのですか、それにしても金額が3,000万円というのは随分と大きいようなんですけれども、これは職員のパソコンを全部入れ替えるということですか。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） これについては、LGWAN接続システムインターネット接続系を物理的に分断すれということで、今回、新たにパソコン110台新規に追加するという、そのほか関連の機器も購入するというのでございますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 20ページです。公課費ですか、アルファベットで書いてあるMori Spa Medical tourism 実行委員会補助金ということなのですが、これは補正予算にかかわる部分の質問ではないのですが、確か委員会で、これはどういう意味なのですかと一応確認したら、まだこの言葉については。

言いたいことは、何でここだけアルファベットなのですかと話ですよね。このアルファベットというのは、町外というか、外国人というか、そういう方たちにもターゲットにしているのは、実行委員会を立ち上げて、あらゆるポスターを作っていくのでしょうか、外国人用なのですかというところで一応確認したのですが、この命名についてはまだ検討段階ですということで、あのときはまだ改める余地もありますよということで終わっていたのですが。

実際こうやって出てくると、ここだけです、アルファベット。カタカナにできないですかという部分もありますし、委員会の中身は別に言いませんけれども、あのときの趣旨を踏まえれば、これはカタカナでよかったのではないですかというところなのですが。そ

のまま出してきたのはどういう理由でしょうか。検討も何もしていなかったということですか。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

前回、委員会の中でお答えをしておりますが、この実行委員会の中で、この命名も含めて御議論をいただくということになっております。この補助金がついた後に実行委員会の立ち上げということで、4月以降に実行委員会が立ち上がりますので、その中で御議論をいただいて正式な名称ということになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、3款民生費、25ページから28ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、29ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、5款労働費、33ページから34ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、35ページから36ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款商工費、37ページから38ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、39ページから50ページ。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 2か所お尋ねいたします。1点目は除雪対策事業、2点目は50ページの町営住宅建設事業です。

まず、除雪対策事業、委員会でも若干お話出ました。確かに除雪、最近、以前から比べるととてもよくなってきたかなとは思っています。ただ、通学路の確保、歩道ですね。学校周辺の通学路の確保については、今どういう、優先的にやっていただくわけにはいかないのかということと、交差点付近、大きな国道付近はほとんど山が崩されて見通しがきくようになっておりますが、ちょっと中に入りますと、道路に出るときに、いまだにまだ雪の山が残っていて、左右の見通しがきかないようなところがあると。その辺は所管課としてどういうふうに考えているのか、除雪対策をどのようにされているのか。

次に、町営住宅建設事業のふくろ団地の集会所建設工事についてお聞きいたします。

図面を見ますと、随分大きな施設だなという印象を受けます。利用目的をどのように考えていらっしゃるのか。集会所なので、恐らく将来的に大きな団地になりますので、それを見据えての集会所だとは思うのですけれども、本当にこの規模の集会所が必要なのかど

うかということがまず1点。この集会所の建設費に関して、国の補助があるのかなのか、あるとすればどのぐらいあるのか。それと、本体工事、恐らくこの金額1億1,000何がしの中には、中の設備も含まれているのかなと思うのですけれども、あらあらで結構ですので、本体工事にどのぐらいかかって、設備工事にどのぐらいかかるのかということ、まず提示していただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 内野建設課長。

○建設課長（内野清一君） ただいま御質問いただきました除雪対策事業費に関しましてお答えいたします。

まず、通学路の除雪に関してですけれども、雪の降り方によって除雪の出動の時間にもかかわってくるのですけれども、町の除雪の考え方としましては、やはり通学路については、早く朝の通学に間に合うように小型ロータリーですね、歩道の除雪を、あけるように考えておりますけれども、いかんせん雪の降り方によって通学の時間に間に合わない場合もございます。ですが、極力通学に間に合うように、歩道の除雪を徹底していきたいというふうには考えております。

もう1点、交差点とか大きい幹線道路に出てくるところの雪の堆雪の件についてですけれども、まず除雪の部分と、それから排雪の部分と、二つの除雪事業が考えられます。一般的に、降雪のときには、まずは先に除雪ということで、道路の雪はあけて、路肩に雪が置けるところにはそこに雪を固めていくのですが、ある程度降雪がおさまって排雪というときには、交差点を中心に排雪をしていく考えでおりますけれども、それも時間帯で排雪が遅くなるということで、いまだに交差点に雪が残っているところを今御指摘されたのだと思うのですが、そういったところも、極力早目にとっていくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課参事。

○建設課参事（金沢一彦君） 利用目的の御質問でございますが、建設の位置付けとしては、ふくろ団地の集会所となっておりますが、公営住宅の基準では地域住民の方の利用も可能なことから、団地入居者の使用を阻害しない範囲で、福路自治会の方々にも広く利用していただくという、また団地の方々とのコミュニティーを図っていただけよう計画しました。

目的ですが、補助率は2分の1でございます。内訳でございますが、本体工事としまして8,000万円、電気設備としまして700万円、機械設備として1,200万円、見込んでおります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） まず、除雪の分ですけれども、確かに雪の降り方によって追いつかないときもあるとは思いますが。現実には、今年も歩道が除雪されないために、学校近辺の

通学路、まず真ん中1本あいているのですけれども、その狭いところを子どもたちが歩いていて、非常に見ていて危険性を感じるという住民の方からのお話も出ていますので、何とかその辺は工夫して、できるだけ早く除雪されるよう考えていただきたいと思います。除雪の部分は、それで了解いたしました。

ふくろ団地のほうの集会所について、今、設備本体が8,000万円で、電気設備等々その他かかるということでしたけれども、図面見ますと、もしあのおりだしたら、130人ぐらい入れるような設備になっているのですけれども、椅子・テーブル等そういうものは、この中には含まれていないのか。それと、調理場等もありますよね。そういう部分の利用という部分で、昔と違って、今葬儀なんか民間業者さんのところでやるケースが増えておまして、実際に使われるのかなと思います。

それともう1点、靴を脱いで上がるようなスタイルになっていると、特に選挙のときなんかでも、靴はいたまま行けないのかというような声なんかもありまして、どうも集会施設という部分で、本当にこんな大きなものが必要なのかなと思われる部分もあります。

例えば、来年度の予算の中で、西町の住民センターを、現実合宿に使っているの、そっちのほうにも利用したいということで、シャワーを設備する予算なんかが組まれていますけれども、将来的に、そういうような考え方も持たれた上でこういう設計をされているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課参事。

○建設課参事（金沢一彦君） 御質問にお答えします。

まず、備品の関係でございますが、椅子・テーブルの備品については、現在、福路自治会で所有していますものを利用させていただき、管理運営を行っていただく自治会とその後協議しまして、不足等についても補充していく予定ではおりますが、協議次第ということで、これから考えていきたいと思っております。

あと、大きさの件につきましてですが、集会所利用者の人数の考え方についてですが、自治会から聞き取りしまして、現在利用しております福路自治会の実績と、これから予定しておりますふくろ団地の当面の予定戸数を勘案しまして、福路の集会室の収容人員、面積を算定しております。また、大きさ本体としまして、各自治会の集会室を比較しまして、学田住民センターの集会室、西町住民センターの集会室と同等でございます。

次に、シャワー室の関係でございますが、シャワー室の設置については、現在は設置しておりません。将来、必要が生じた場合には、給排水にも配備をした設置可能なスペースは設けております。

また、土足ではどうかという御質問でございますが、現在はホール、集会室とも、タイルカーペットで、足に優しいということで、お子さんでもそのまま使えるような敷物になっております。使い方によっては、選挙等にも使っていただけるのかもしれませんが、その場合には床にテントなりで養生していただくということになってしまうとは思いますが、当分の間はタイルカーペットで考えております。

《平成28年3月8日》

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） シャワー設置スペースはあるということですが、一番最初に国の補助金のことをお聞きしたのですけれども、ここは今建設中のラグビー、サッカー場にも近いという部分では、そういう利用もありなのかなというふうには考えますけれども、公営住宅関係の補助ということで国から補助金が出ているという部分では、あくまでも集会所としてシャワーを設置するという方法もあるのかもしれないのですけれども、そういう合宿等々に使うといったときに、補助金の縛りとかというものは発生してこないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課参事。

○建設課参事（金沢一彦君） シャワー室の関係でございますが、当分の間、そういう設置の予定はございませんので。

もう一つ、先ほどの御質問の中で、調理室の関係のお話があったと思いますが、調理室につきましては、コンロ台につきましては現段階で設置の予定でございます。あと、ボイラーについては、灯油のボイラーの設置も計画しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

佐藤議員。

○3番（佐藤昇君） 今のふくろ団地の集会所の関係について、ちょっと確認といえますか、しておきたいのですけれども、今説明がありました維持管理の関係です。

これは、先ほどの説明の中では、福路の自治会のほうで経費なども含めて維持管理をしていくというようなことで受け取ったのですけれども、例えば今のいろいろなところの集会所は、当然自治会で全部管理をしていますよね、維持経費も含めて。光熱費、その他。将来的に、例えばこれだけ大きな施設になると、そこら辺の維持管理していくのに経費面で自治会の負担が重くならないのかどうか。このところだけちょっと聞いておきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課参事。

○建設課参事（金沢一彦君） 維持管理の御質問でございますが、集会室の大きさとしては、結構大きな面積になっておりますが、利用目的によって可動式間仕切りの設置も設計に入っております。そういうことで、個別の仕切りにより個別の暖房が可能なことから燃料等の節約を図るよう、また、照明器具等についてもLED化を今回計画しておりますので、運営に関しては福路自治会でやっていくという方向ではおりますが、これから費用に関しては自治会と協議を進めていくところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 46ページなのですけれども、2番の地籍整備事業というところでお聞きしたいのですけれども、ここで委託料が減額2,400万円となっているのですけれども、総体の金額からいくと、これはどのような内容だったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 平間生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（平間敏春君） お答えします。

平成27年度の対象経費につきましては、全体で6,532万4,000円を要望しておりましたが、平成27年4月の負担金交付決定におきまして、対象経費を2,317万6,000円削減されました。その結果、対象経費が4,214万8,000円となりましたことから、このような減額となっております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） そうしましたら、これは、見積もっていた金額よりも予定の金額の予算がつかなかったという結果なののでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 平間生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（平間敏春君） 事業量が少なくなったということになります。道路の段階で、予定しておりました事業が削られたということになっております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） そうしましたら、今回は削られましたけれども、今後に向けては、まだやらなければいけない事業はあるということで判断していいのですか。

○議長（前田篤秀君） 平間生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（平間敏春君） 削減されました事業につきましては、平成28年度以降に実施する予定でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、9款消防費、51ページから52ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、10款教育費、53ページから64ページ。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） これもまた減額なのですけれども、60ページの学校給食施設管理事業の件なのですけれども、備品が6,500万円の減額と非常に節約していただいたのですが、内訳を知りたいなと思うのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 古賀学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（古賀伸次君） 御説明いたします。

減額が6,500万円となったことにつきましては、大きな要因としましては、丸瀬布学校給食センターの備品となります。理由については、2点ほど御説明いたします。

1点目は、契約締結の結果、予定価格と契約額を比較した落札率で見ますと66.8%から85%と差が大きくなったことが上げられます。2点目としましては、当初、備品購

入費で予定しておりました備品の一部につきまして、配管等施工の関係から工事請負費で執行したものがございます。一例を申しますと、シンク、ガス回転釜、食器洗浄機などの一部について、配管等設置の関係から工事請負費に充当したものがございます。以上2点により減額となったものでございます。

説明は以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） そうしましたら、6,500万円のうちの減額になったうちの落札額が大体このぐらいと。この工事に対して、このぐらいという金額はわかりますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（古賀伸次君） 備品購入費の契約額ということでよろしいでしょうか。備品購入費であれば、議会等で議決いただきました契約4本につきまして御説明いたしますと、予定額3,556万4,400円のところ契約金額は2,376万円。その2につきましては、995万600円のところ864万円。その3につきましては、1,583万2,800円のところ1,058万4,000円。その4につきましては、1,371万6,000円のところ1,123万2,000円となっております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、11款災害復旧費、65ページから66ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、15款道支出金、9ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、16款財産収入、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、17款寄附金、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、18款繰入金、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、21款町債、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、繰越明許費、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第4表、地方債補正、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3款後期高齢者支援金等、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、7款共同事業拠出金、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、10款諸支出金、14ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、6款道支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、10款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3款地域支援事業費、16ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成28年3月8日》

- 議長（前田篤秀君） 次に、6款諸支出金、18ページから19ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
4款国庫支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、5款支払基金交付金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、8款繰入金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、9款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。
次に、議案第16号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款個別排水処理費、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3款繰入金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、4款繰越金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款町債、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。
次に、議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）の質疑を行います。
質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。
資本的収入及び支出、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第13号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成28年3月8日》

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号から日程第30 議案第26号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第19号平成28年度遠軽町一般会計予算、日程第24 議案第20号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第25 議案第21号平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26 議案第22号平成28年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第27 議案第23号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第28 議案第24号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第29 議案第25号平成28年度遠軽町水道事業会計予算、日程第30 議案第26号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案8件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第19号平成28年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億6,000万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

地方債は、「第2表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

《平成28年3月8日》

1 款町税につきましては、1 項町民税 9 億 4,980 万 3,000 円、2 項固定資産税 7 億 7,638 万 6,000 円、3 項軽自動車税 4,666 万 2,000 円、4 項たばこ税 1 億 7,180 万 7,000 円、5 項入湯税 285 万円、6 項都市計画税 9,613 万 7,000 円を合わせ、総額を 20 億 4,364 万 5,000 円とするものです。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税 4,800 万円、2 項自動車重量譲与税 1 億 2,500 万円を合わせ、総額を 1 億 7,300 万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、300 万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、800 万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、500 万円とするものです。1 項同額です。

6 款地方消費税交付金につきましては、4 億 2,000 万円とするものです。1 項同額です。

7 款自動車取得税交付金につきましては、2,000 万円とするものです。1 項同額です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400 万円とするものです。1 項同額です。

9 款地方特例交付金につきましては、700 万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方交付税につきましては、75 億円とするものです。1 項同額です。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、260 万円とするものです。1 項同額です。

12 款分担金及び負担金につきましては、1 億 5,456 万 7,000 円とするものです。1 項同額です。

13 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料 3 億 8,190 万 3,000 円、2 項手数料 6,362 万 2,000 円を合わせ、総額を 4 億 4,552 万 5,000 円とするものです。

14 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金 5 億 2,239 万 4,000 円、2 項国庫補助金 5 億 8,552 万 4,000 円、3 項委託金 1,868 万 1,000 円を合わせ、総額を 11 億 2,659 万 9,000 円とするものです。

15 款道支出金につきましては、1 項道負担金 4 億 1,159 万円、2 項道補助金 1 億 2,681 万円、3 項委託金 3,585 万 7,000 円を合わせ、総額を 5 億 7,425 万 7,000 円とするものです。

16 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入 3,470 万 8,000 円、2 項財産売却収入 256 万 2,000 円を合わせ、総額を 3,727 万円とするものです。

17 款寄附金につきましては、3,000 円とするものです。1 項同額です。

18 款繰入金につきましては、5 億 494 万 9,000 円とするものです。1 項同額です。

《平成 28 年 3 月 8 日》

19款繰越金につきましては、5,000万円とするものです。1項同額です。

20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子55万円、3項貸付金元利収入2,306万1,000円、4項受託事業収入99万円、5項雑入2億2,438万2,000円を合わせ、総額を2億4,958万5,000円とするものです。

21款町債につきましては、28億3,100万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を161億6,000万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、8,415万2,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費29億7,757万円、2項徴税費2,637万円、3項戸籍住民基本台帳費3,898万8,000円、4項選挙費1,504万1,000円、5項統計調査費249万3,000円、6項監査委員費203万9,000円を合わせ、総額を30億6,250万1,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費21億1,271万7,000円、2項児童福祉費6億9,171万1,000円を合わせ、総額を28億442万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費4億8,641万3,000円、2項清掃費11億3,078万1,000円を合わせ、総額を16億1,719万4,000円とするものです。

5款労働費につきましては、3,873万9,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億2,762万9,000円、2項林業費1億2,296万5,000円を合わせ、総額を3億5,059万4,000円とするものです。

7款商工費につきましては、4億3,143万4,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費1億1,799万7,000円、2項道路橋りょう費9億8,521万円、3項河川費2,083万1,000円、4項都市計画費1億9,883万2,000円、5項下水道費6億8,462万7,000円、6項住宅費6億2,213万9,000円を合わせ、総額を26億2,963万6,000円とするものです。

9款消防費につきましては、7億5,233万7,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億1,494万3,000円、2項小学校費2億4,860万5,000円、3項中学校費1億6,124万円、4項学校給食費2億3,407万2,000円、5項社会教育費2億30万2,000円、6項保健体育費1億7,432万7,000円を合わせ、総額を21億3,348万9,000円とするもの

です。

11 款災害復旧費につきましては、1,000 万円とするものです。1 項同額です。

12 款公債費につきましては、22 億3,549 万6,000 円とするものです。1 項同額です。

13 款予備費につきましては、1,000 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を161 億6,000 万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、地方債について説明いたします。

地方債につきましては、丸瀬布上武利難視聴共同受信施設整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を28 億3,100 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

なお、主要な工事の概要につきましては、赤番9、工事関係説明書により、担当から説明いたします。

その他の事業につきましては、赤番8、事業別予算説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 赤番9、平成28 年度遠軽町予算に関する資料（工事関係説明資料）について説明させていただきます。

交通安全施設工事につきまして、1 ページをお開き願います。

瀬戸瀬地区交通安全施設改修工事につきましては、高規格幹線道路の瀬戸瀬地区への延伸に伴い、瀬戸瀬インターチェンジで出入り口付近において支障物件となる生活安全灯4 灯を撤去し、そのうち2 灯を至近の電柱に共架型のLED 灯を設置、単独ポールの水銀灯1 灯を瀬戸瀬西町に移設、単独ポールの水銀灯1 灯をLED 灯に切り替え、スクールゾーン看板を撤去する工事となります。

次に、生活安全灯改修工事について説明いたします。2 ページをお開き願います。

生活安全灯改修工事につきましては、水銀灯からLED 灯に改修することにより、省エネルギーの推進や維持費の削減に加え、マイマイガ等の害虫対策に有効であることから、平成25 年度より工事を進めているところであります。遠軽地域の生活安全灯改修工事につきましては、大通北3 丁目遠軽厚生病院前から大通北5 丁目遠軽中学校前の国道沿いに設置の2 灯型水銀灯14 基、1 灯型ナトリウム灯2 基及び遠軽厚生病院駐車場前の町道に設置の1 灯型水銀灯2 基をそれぞれLED に改修するものです。

次のページは、生田原地域の生活安全灯改修工事の位置図です。

プレカットセンター前からセーコマート前の国道沿いに設置の2 灯型水銀灯31 基、電柱共架型3 基をそれぞれLED 灯に改修するものです。

次のページ、4 ページになりますが、白滝地域の改修工事位置図です。

西区第2 団地付近、南公営住宅付近、中央団地付近、ふれあいセンター周辺の30 基の

水銀灯をLED灯に改修し、3基を撤去する工事であります。

なお、丸瀬布地域につきましては、計画的な修繕の中でLED灯への修繕を実施しているところがございますので、申し添えます。

以上で、生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 次に、赤番9の5ページをお開き願います。

遠紋地域人材開発センター研修棟改修工事についてであります。

平成24年に遠軽町、湧別町、佐呂間町、そして関係3町の農協及び農業共済組合が各地域の産業、環境、教育の振興と発展のため、北海道酪農学園大学と地域双方交流協定を締結したことに伴いまして、同大学が実施する臨床型実習に対する支援として、遠紋地域人材開発センターを学生の研修利用や滞在拠点施設、更にはスポーツ合宿誘致による利用促進を図るため、施設の改修を行うものです。

工事の内容といたしましては、浴室等の改修といたしまして、浴室ユニット及びシャワー室を造作するほか、給湯ボイラーを更新するものです。便所の改修といたしましては、既存の和式便器を男女各1か所の洋式化を行うものでございます。研修室の改修といたしましては、利用者が個室として使用できるよう、和室内に簡易の間仕切りを設置するものでございます。そのほか、外壁改修として、一部サイディング部分の張り替え、屋根の塗装を実施するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 続きまして、6ページをお開き願います。

小規模土地改良事業、社名淵地区農地保全対策工事の位置図であります。

図面番号①朝日の沢川は、毎年の融雪時や大雨により徐々に浸食されていましたが、平成27年7月の大雨により浸食がますますひどくなったことにより、近接する農用地に影響を及ぼす恐れがあることから、右下凡例のとおり、かごマット護岸H=1.5から2.5メートルの高さで、延長30メートル実施するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、7ページをお開き願います。

生田原コミュニティセンター改修工事についてであります。

図面は、本施設の2階平面図であります。生田原コミュニティセンター旧館2階和室には、冷房設備が設置されておりませんことから、夏場の暑い時期に宿泊される利用者から強い要望を受け、本施設の改修を行うものです。

工事内容といたしましては、生田原コミュニティセンター旧館2階の網かけ部分の和室客室8室に係る冷房機器の設置と、機器設置部分に係る壁などを一部改修するものでございます。

《平成28年3月8日》

次に、8ページをお開き願います。森林公園いこいの森管理事業でございます。

工事箇所につきましては、森林公園いこいの森の平面図に工事別に番号により位置を示しております。

①番のあずまや改修工事につきましては、昭和58年に丸瀬布郷土史研究会から森林資料として樹齢600年のアカエゾマツの切り株が寄贈されたことに伴い、野外展示することを目的に建設されたものであります。工事内容といたしましては、各木部、屋根などの傷みが激しいため、腐食した柱などの交換及び屋根の塗装を行うものです。

②番のマッシュルームキャビン改修工事につきましては、平成20年度に太陽の丘えんがる公園からいこいの森第2フリーサイトへマッシュルームキャビン8棟が移設された経緯がございます。工事内容といたしましては、部分的に窓枠や屋根等の傷みが著しく、室内への雨漏りが発生していることから、窓枠の一部改修及び防水補修を行うものです。

③番の第2オートサイト給水設備改修工事につきましては、当該サイトの定期的水質検査結果におきまして、白濁値が規定値を超えておりますことから、規定値内の水源を使用するよう指導機関から改善指示を受けたことにより実施するものでございます。工事内容といたしましては、近傍にある既存の水源が利用可能でありますことから、給水管200メートルの布設、くみ上げポンプ1基取り替え、その他受水槽の設置などを行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 内野建設課長。

○建設課長（内野清一君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明いたします。

9ページをご覧ください。

9ページは、遠軽地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、東1線道路オーバーレイ工事で、路面性状調査結果に基づき実施する舗装補修事業で、右下凡例のとおり、車道表層オーバーレイ、延長170メートル、幅員11メートルを実施するものです。

図面番号②は、東町西芭露間道路共和橋長寿命化工事で、生田原川にかかる共和橋の橋台、橋脚のひび割れ、伸縮装置からの漏水に対処するため、橋長104メートル、幅員6.5メートルについて実施するものです。

図面番号③は、瀬戸瀬川向道路防護柵設置工事で、湧別川にかかる岩見橋の前後に設置されたガードレールが損傷しているため、施工延長40メートルについて新しく設置するものです。

図面番号④は、中通排水整備工事で、既設トラフ排水の一部が破損するなど劣化が著しく、歩行者等の通行に支障があるため、250ミリ円形側溝により、延長80メートルの両側について排水整備を実施するものです。

図面番号⑤は、丸大西1線道路側溝改修工事で、大雨時に土砂が道路側溝や横断管を閉

《平成28年3月8日》

塞することから、かごマット5段積、延長10メートル、900ミリ横断管18メートルを実施するものです。

10ページは、丸瀬布地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、西2丁目線水谷橋長寿命化工事で、湧別川にかかる水谷橋の鋼橋桁のさび、伸縮装置からの漏水に対処するため、橋長65メートル、幅員6メートルについて実施するものです。

図面番号②は、新町第1号線防護柵設置工事で、既存のガードレールを延長するよう新たにガードレールを設置するもので、延長20メートルを実施するものです。

11ページは、白滝地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、末広支湧別7線舗装修繕工事で、路面の老朽化により舗装が破損しているため、延長40メートル、幅員4メートルを実施するものです。

12ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、福路39号線通道路改良舗装工事で、現況は未改良の砂利道路であり、ふくろ団地整備に伴い増加する歩行者や自動車交通に対応するため実施するもので、延長79メートル、幅員8メートル、両側歩道2.5メートルを実施するものです。

図面番号②は、南ヶ丘4号通道路改良舗装工事で、現況は防じん処理舗装で凍上による路面の損傷が著しいことから、延長130メートル、幅員5.5メートルを実施するものです。

図面番号③は、南1丁目中通道路改良舗装工事で、路面や排水施設の老朽化から通行に支障を来しているため、延長110メートル、幅員5.5メートルを実施するものです。

図面番号④は、市街地40号道路改良舗装工事で、現況は防じん処理舗装で凍上による路面の損傷が著しいことから、前年度に引き続き、改良延長29メートル、舗装延長54メートル、幅員8メートル、片側歩道2.5メートルを実施するものです。

図面番号⑤は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の向遠軽開拓道路道路改良工事で、現況は未改良の砂利道路であり、急カーブ、急勾配や砂じんによる視界不良が交通障害等になっていることから実施しているもので、平成27年度国債事業として発注済みであり、延長187メートル、幅員5.5メートルでございます。

13ページは、遠軽・生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の東2線道路防雪工事（防雪柵）は、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路で、現況は車道幅員が狭く、交通安全上危険であることや、地吹雪により交通障害等が発生していることから、その解消を図るため実施しているもので、改良舗装、延長276メートル、幅員8メートル、片側歩道2.5メートル、防雪柵工一式でございます。

14ページは、生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の生田原北光線待避所設置工事は、現況の道路幅員が狭いことから、大型車通行時の車両交差を円滑にするために、待避所1か所を設置するもので、延長29メー

ルで実施するものでございます。

15ページは、遠軽地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、トウナイ川河川維持工事で、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を閉塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂除去工延長200メートルを実施するものです。

16ページは、丸瀬布地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、水野沢川護岸整備工事で、河川の増水浸食により崩れた河岸を整備するもので、延長20メートルで実施するものです。

17ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき実施するものです。

平成28年度事業内訳は、右下凡例のとおり、番号①、生田原伊吹2013-1地区、面積8.95平方キロメートル、番号②、生田原岩戸2014-1地区、面積9.58平方キロメートル、番号③、生田原八重2015-1地区、面積9.65平方キロメートルについて実施するものです。

18ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、3・6・9岩見通道路改良舗装工事で、道道遠軽雄武線と国道242号を結ぶ幹線道路であり、また、中心市街地から工業地区を結ぶ道路で、現況は未改良の防じん処理舗装で路面状況も悪く、幅員も狭いため、改良舗装、延長150メートル、幅員8.5メートル、2.5メートルの両側歩道整備を実施するものです。

図面番号②は、3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事で、国から遠軽町が指定を受けた特定道路において、車両出入口の勾配緩和を基本に、高齢者等が安心・安全に通行できる歩道を確保するため、1条通から1条中通までの南側について、延長110メートル、幅員3.75メートルで実施するものです。

次に、22ページをご覧ください。

22ページは、白滝地域の町営住宅維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、西区第2団地公営住宅屋根塗装工事で、老朽化により損傷が著しいことから、5棟10戸の屋根の塗装を実施するものです。

23ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、ふくろ団地公営住宅建設工事で、ふくろ団地2号棟、鉄筋コンクリート造5階建て1棟25戸、延床面積2,700平方メートルは、平成27年度から28年度の2か年度にまたがる事業の2年目であり、加えて駐車場等の外構附帯工事を実施するものでございます。24ページが配置図、25ページが平面図、26ページが立面図でございます。

23ページに戻りまして、図面番号②は、寡婦住宅解体工事で、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

《平成28年3月8日》

図面番号③は、学田団地公営住宅解体工事で、簡易耐火構造平屋建て4棟16戸を、老朽化が著しいことから解体撤去をするものです。

次に、27ページをご覧ください。

27ページは、生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、生野団地公営住宅解体工事で、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

28ページは、同じく生田原地域の町営住宅建設事業の位置図で、図面番号①の学校通団地公営住宅大規模改修工事は、屋根及び外壁の劣化が著しいことから行う、平成26年から28年度までの3か年計画の3年目の事業で、耐火構造2階建て1棟8戸、延床面積670平方メートルについて実施するものです。

29ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図で、図面番号①は、水谷団地公営住宅解体工事で、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

図面番号②は、新町第2号団地公営住宅解体工事で、簡易耐火構造平屋建て1棟2戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

図面番号③は、やまなみ団地公営住宅外構工事で、平成29年度以降に計画しているやまなみ団地建設事業のために、敷地造成1万1,200平方メートル、団地内道路、延長146メートル、幅員10メートル及び上下水道施設を実施するもので、30ページが配置図でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ページはお戻りいただきまして、19ページをお開き願いたいと思います。

生田原地域の公園緑地維持管理事業についての位置図であります。

工事箇所につきましては、生田原河畔公園内にありまして、トイレ建設工事及び既設トイレ解体工事並びに生田原河畔公園あずまや建設工事の位置を、網かけにより示しております。

続きまして、20ページは、生田原河畔公園トイレ建設工事及び既設の公園トイレ解体工事の配置図、合わせまして新設トイレの立面図と平面図であります。生田原河畔公園のトイレにつきましては、昭和60年に建設されたものでありまして、水道施設がなく、くみ取り方式であるため、かねてよりパークゴルフ協会及び地域住民から臭気の問題などで改修の要望がありましたことから、既存の施設を解体して新しくトイレを建設するものです。

次に、21ページにつきましては、生田原河畔公園あずまや建設工事の配置図と合わせまして、立面図と平面図であります。現在、生田原河畔公園には小規模の休憩施設がありますが、パークゴルフ協会及び地域住民より大勢で休憩のできる施設の建設要望がありま

《平成28年3月8日》

したことから、多目的に使用できる大型のあずまやを建設するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 続きまして、31ページをご覧ください。

東小学校大規模改修工事の内容について御説明いたします。

このページが1階の平面図でございまして、工事概要につきましては、玄関の扉を引き戸に、床をゴムタイルに、トイレを和式から洋式に、給食室につきましては食器洗浄機、換気設備の改修を、体育館につきましては玄関を扉から引き戸に、トイレを和式から洋式に改修するもので、次のページは2階の平面図で、トイレを和式から洋式に改修するもので、次のページが3階の平面図で、トイレを和式から洋式に、網かけの普通教室の床を改修するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（古賀伸次君） 続きまして、34ページをご覧ください。

丸瀬布学校給食センター外構工事の工事内容について御説明いたします。

27年度に建設いたしました丸瀬布学校給食センターの外構を整備するもので、黒く塗りつぶした部分が整備する範囲となります。建物周辺の整地及び舗装整備並びに敷地内の雨水排水の配管等整備と配送車用の車庫を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 門脇教育部社会教育課参事。

○教育部社会教育課参事（門脇和仁君） それでは、35ページをお開き願います。

（仮称）スポーツ広場整備工事の平面図並びにトイレの位置図となっております。

図面中央の上がAコート、下がBコートの2面が、サッカー及びラグビーの専用コートの人芝グラウンドとなります。Aコート及びBコートの二つを合わせた外周をぐるりと3メートルの防球ネット、防球用のメッシュフェンスで囲い、AコートとBコートの間を3メートルの防球ネットで仕切り、各コートの出入りができるようにいたします。

なお、Aコートの町道側、上のほうの側になりますけれども、3メートルのメッシュフェンスの上に7メートルの防球ネットを張り、10メートルの高さとして防球をいたします。

また、中央の管理用通路の両サイドには門扉を設置し、作業動線を確保するとともに、Bコートの線路側にも門扉を設置し、ボールが施設外に出ていった場合の対策をとることとしております。

Aコートには夜間照明を6基設置し、夜間練習ができるようにするとともに、両コートには天然芝の管理及び人工芝の夏の熱対策といたしまして、散水栓を各6か所に設けることとしております。

人工芝につきましては、毛足の長いロングパイルの人工芝を用い、安全領域を含めまし

た縦80メートル、横154メートルを2面、合計で2万4,640平方メートルに人工芝を敷くこととしております。

次に、Aコート左側のゾーンであります。80台の駐輪場、国旗等を掲揚いたします。フラッグポール、トイレ、駐車場を配置いたします。駐車台数につきましては、小型車で181台、大型車10台、身障者用を3台予定しております。

次に、その下であります。Bコート左側のゾーンにつきましては、ベンチやソーラー式の時計塔、芝管理用の散水栓2か所を設置した天然芝の芝生広場でありまして、選手のウォーミングアップ、クールダウンゾーンとして、また、周囲は管理用通路で囲んでおりますことから、ランニングゾーンとしての機能も備えているほか、80メートル四方ございますので、その面積を有しますことから、通常の練習や少年サッカーの試合も可能となっているつくりでございます。

なお、施設敷地とJR敷地の境界には防護柵を設置し、安全対策を図ることとしております。

平面図、それから位置については、以上でございます。

次のページをお開きください。

(仮称)スポーツ広場のトイレ建設工事、これの平面図となっております。

左側が屋根に係ります平面図、右側が内部に係ります平面造作図となっておりますので、こちらで御説明をいたします。

まず位置関係であります。図面の右側がAコート、Bコートの人工芝グラウンド側、左側が駐車場側となっております。トイレ施設につきましては、図面の上からトイレのスペース、それからセンター通路スペース、会議室兼更衣室、シャワールーム、器具庫の配置となっております。トイレにつきましては、左側が男性用トイレで、小便器4基、洋式大便器を2基、洗面台を2台、図のように配置しております。中央部分には多目的トイレとなっております。ベビーシート、それから身障者対応の大便器、洗面台を図のように配置しております。右側が女性用トイレ、洋式大便器3基、それから洗面台を2台、図のように配置しております。

なお、男女のトイレには、明かり取りといたしまして壁にガラスブロックを配置し、トイレの照明につきましては、人感知式センサーとなっております。

次に、センター通路であります。通路中央天井部分に明かり取り用のトップライトを設け、自動販売機4台が対応可能なつくりとなっております。

通路両面には、シャッターを設けることから、冬期間につきましては、当該通路をラグビーボールなどの大型用具を収納することが可能となったつくりとなっております。

なお、通路の図面下両側、外になるのですけれども、右側に水取場兼足・靴洗い場、左側に灯油ホームタンクを設置するスペースを設けてございます。

次に、会議室兼更衣室であります。8人程度が会議ができる会議室と更衣室の兼用スペースとなっております。この会議室兼更衣室の図面下中央部分から出入りする脱衣室、

《平成28年3月8日》

シャワールームがございます。シャワールームにつきましては、ユニットタイプのものを3台設置することとしております。

次に、器具庫についてであります。A・Bコート側にシャッターを設け、通常の練習用具などを収納するスペースとしております。

なお、当該施設に対します延べ床面積につきましては、190.55平方メートルとなっております。

次のページをお開きください。当該施設の立面図となっております。

図面左側の上から下にかけて、南側駐車場方面の立面図、その次に北側A・Bコート方向の立面図、それと断面図となっており、右側の上から下にかけて西側町道方向の立面図、その下に東側線路方向の立面図となっております。後ほど御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 4時5分まで、暫時休憩します。

午後 3時53分 休憩

午後 4時02分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第20号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,408万7,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億6,531万8,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、18万円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億1,222万円、2項国庫補助金8,960万9,000円、総額を5億182万9,000円とするものです。

4款療養給付費交付金につきましては、6,140万5,000円とするものです。1項同額です。

5款前期高齢者交付金につきましては、7億1,318万4,000円とするものです。

《平成28年3月8日》

1 項同額です。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金 1,623 万 7,000 円、2 項道補助金 1 億 1,637 万 4,000 円、総額を 1 億 3,261 万 1,000 円とするものです。

7 款共同事業交付金につきましては、5 億 8,954 万 2,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款財産収入につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

9 款繰入金につきましては、3 億 7,970 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 30 万 4,000 円、2 項受託事業収入 1,000 円、3 項雑入 6,000 円、総額を 31 万 1,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を 27 億 4,408 万 7,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 2,588 万 9,000 円、2 項徴税费 153 万 9,000 円、3 項運営協議会費 15 万 3,000 円、4 項特別対策事業費 1,211 万 4,000 円、総額を 3,969 万 5,000 円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費 14 億 8,974 万 8,000 円、2 項高額療養費 2 億 525 万円、3 項移送費 30 万円、4 項出産育児諸費 840 万 5,000 円、5 項葬祭諸費 110 万円で、総額を 17 億 480 万 3,000 円とするものです。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、2 億 5,879 万 4,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款前期高齢者納付金等につきましては、12 万 1,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款老人保健拠出金につきましては、1 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款介護納付金につきましては、1 億 82 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

7 款共同事業拠出金につきましては、6 億 1,887 万円とするものです。1 項同額です。

8 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費 578 万 8,000 円、2 項特定健康診査等事業費 1,294 万 1,000 円、総額を 1,872 万 9,000 円とするものです。

9 款公債費につきましては、4 万 1,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款諸支出金につきましては、209 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

《平成 28 年 3 月 8 日》

11 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を27 億4,408 万7,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番8、平成28 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書328 ページから330 ページまでに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第21 号平成28 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

平成28 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億9,564 万9,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表歳入歳出予算」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1 億9,483 万7,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、2 万円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、1 億78 万4,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料2,000 円、2 項償還金及び還付加算金2,000 円、3 項雑入2,000 円とし、総額を6,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を2 億9,564 万9,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費177 万8,000 円、2 項徴収費20 万5,000 円、総額を198 万3,000 円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2 億9,304 万1,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款諸支出金につきましては、52 万5,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を2 億9,564 万9,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番8、平成28 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書331 ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

《平成28 年3 月8 日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第22号平成28年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成28年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億565万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億345万9,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、831万6,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、494万9,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億8,741万4,000円、2項国庫補助金1億4,582万1,000円、総額を4億3,323万5,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、4億5,162万円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億3,380万円、2項道補助金691万6,000円、総額を2億4,071万6,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、4万6,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億6,066万6,000円、2項基金繰入金264万1,000円、総額を2億6,330万7,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を17億565万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,631万3,000円、2項徴収費60万4,000円、3項介護認定諸費2,725万8,000円、総額を4,417万5,000

《平成28年3月8日》

0円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費14億7,397万2,000円、2項高額介護サービス等費3,490万円、3項高額医療合算介護サービス等費630万円、4項特定入所者介護サービス等費8,687万2,000円、5項その他諸費170万円、総額を16億374万4,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費1,793万3,000円、2項包括的支援・任意事業費3,936万2,000円、総額を5,729万5,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、4万6,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、21万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を17億565万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番8、平成28年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第23号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,956万5,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、150万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料119万7,000円、2項手数料3万1,000円、総額を122万8,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1,103万5,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、8,580万円とするものです。1項同額です。

《平成28年3月8日》

これによりまして、歳入合計を9,956万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、9,729万8,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、221万7,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を9,956万5,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を8,580万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番8、平成28年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書334ページに資料を添付しておりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第24号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算について説明いたします。

平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809万2,000円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1款繰入金につきましては、809万2,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を809万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款公債費につきましては、809万2,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を809万2,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番8、事業別予算書の335ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

《平成28年3月8日》

○水道課長（久保英之君） 議案第25号平成28年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番7、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度遠軽町水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を5億5,537万5,000円とし、支出を5億535万4,000円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を9億2,223万2,000円とし、支出を11億1,447万6,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2ページ、第5条は、企業債で、上水道整備事業の限度額を1億3,600万円に、簡易水道整備事業の限度額を5億4,510万円とするものです。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第6条、一時借入金につきましては、6億円を限度としております。

第7条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番9、平成28年度遠軽町予算に関する資料の38ページをお開き願います。

遠軽地域の水道管布設工事の位置図であります。

図面①は、国道333号（豊里）水道管推進工事で、遠軽1Cに伴う道の駅へ給水するため国道横断部の推進工事で、配水管20メートルを布設するものであります。

図面②は、福路西1線通外水道管布設工事で、遠軽1Cに伴う道の駅へ給水するための配水管510メートルを布設するものです。

図面③は、国道242号（豊里）水道管布設工事で、下水道工事に伴い、既設石綿管の更新をするため、200メートル布設替えするものでございます。

図面④は、国道242号（豊里）水道管推進工事で、豊里跨線橋付近のJR線路横断部を下水道工事で合わせて推進工事により既設石綿管を更新するもので、60メートル布設替えするものです。

図面⑤は、福路中央通水道管布設工事で、スポーツ広場の整備に伴う配水管を400メートル布設するものです。

図面⑥は、福路39号線通水道管布設工事で、道路新設改良工事に伴い、配水管を110メートル布設するものです。

39ページをお開き願います。

図面⑦は、国道242号（生田原）水道管布設工事で、生田原新浄水場の完成により、プライム及び北光学園へ給水するため、配水管763メートルを布設するものです。

40ページをお開き願います。

図面⑧は、国道333号（瀬戸瀬東町）水道管布設工事で、瀬戸瀬IC開通に伴う国道取り付け拡幅により、既設配水管を28メートル布設替えするものです。

《平成28年3月8日》

図面⑨は、道道奥瀬戸瀬戸瀬（停）線水道管布設替工事で、瀬戸瀬 I C の開通に伴う道道改良工事により、既設配水管 230メートルを布設替えするものです。

41 ページをお開き願います。

図面⑩は、国道 333 号（豊里）送水管布設替工事で、遠軽 I C に伴う国道改良工事により既設送水管 300メートルを布設替えするものです。

42 ページをお開き願います。

図面⑪は、道道丸瀬布上渚滑線導水管仮設工事で、北海道が施工する道道丸瀬布上渚滑線の岩見橋架け替え工事に伴い、仮橋及び橋梁を取り付ける区間を含む導水管 200メートルを布設替えするものです。

43 ページをお開き願います。

図面⑫は、生田原浄水場外周辺整備工事で、平成 27 年度に生田原浄水場の主な工事が完了し、平成 28 年度は管理用道路、場内の舗装及び植栽、また既設量水器の撤去など附帯工事を行うものです。

44 ページ及び 45 ページは、安国浄水場建設工事関係に係る位置図及び詳細図であります。

図面⑬から図面⑮は、安国浄水場建設工事で、浄水施設のろ過機室及び建物内外部の塗装仕上げ、門柵等の外構工事、また浄水場内の機械設備及び電気計装設備を施工するものです。

図面⑯は、安国配水池増設工事で、RC 造の配水池 218 立方メートルを増設するものです。

図面⑰は、安国浄水場送水管布設工事で、新設浄水場から配水池まで送水するための鑄鉄管 710メートルを布設するものです。

45 ページは、安国浄水場の詳細図であります。

1 階右側除鉄装置となる急速ろ過装置で、1 階中央にポンプ室があり、その 2 階部分には電気計装ユニットが設置され、1 階左側に塩素を注入するための滅菌槽が配置されま

す。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 26 号平成 28 年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番 7 の 25 ページをお開き願います。

平成 28 年度遠軽町下水道事業会計予算。

第 3 条は、収益的収入及び支出の収入を 10 億 9,903 万 6,000 円とし、支出を 9 億 4,385 万 3,000 円とするものです。

第 4 条は、資本的収入及び支出の収入を 8 億 3,806 万 4,000 円とし、支出を 1 億 9,424 万 9,000 円とするものです。

26 ページ、第 5 条は債務負担行為で、遠軽下水処理センターコントロールセンタ等更

《平成 28 年 3 月 8 日》

新工事委託につきましては、期間を平成28年度から平成29年度までとし、限度額は3億4,500万円であります。水洗化等工事資金利子補給（平成28年度融資分）につきましては、期間を平成28年度から平成33年度までとし、限度額は借入期間中における融資残高に対する利子相当額であります。

第6条は企業債で、公共下水道整備事業、限度額を3億3,010万円に、下水道事業債の限度額を2,340万円とするものです。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金につきましては、7億円を限度としております。

第8条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番9、平成28年度遠軽町予算に関する資料の46ページをお開き願います。

図面①は、国道333号（豊里）公共下水道工事で、遠軽豊里IC整備に伴い、道の駅周辺施設への下水道整備として、污水管300メートルを布設するものです。

図面②は、国道242号（豊里）公共下水道工事で、遠軽豊里IC整備に伴い、豊里地区の下水道整備として污水管280メートルを布設するものです。

図面③は、国道242号（寿町）公共下水道工事その1で、遠軽豊里IC整備に伴い、寿地区の下水道整備として污水管315メートルを布設するものです。

図面④は、国道242号（寿町）公共下水道工事その2で、寿地区の下水道整備として污水管60メートルを布設するものです。

図面⑤は、福路中央通公共下水道工事で、スポーツ広場の整備に伴い、福路地区の下水道整備として污水管160メートルを布設するものです。

図面⑥は、福路39号線通公共下水道工事で、ふくろ公営住宅地先の道路新設改良に合わせた下水道整備で、污水管120メートル及び雨水管120メートルを布設するものです。

図面⑦は、国道242号（南町3丁目）公共下水道工事で、南町3丁目地区の下水道整備として、污水管90メートルを布設するものです。

図面⑧は、いわね団地1号通公共下水道工事で、南町自衛隊官舎周辺の雨水整備として、雨水管80メートルを布設するものです。

図面⑨は、道道遠軽芭露線公共下水道工事で、南町ポンプ場から圧送する汚水量の増加に伴い圧送管を増設するもので、いわね大橋歩道橋に380メートルを添架するものです。

図面⑩は、国道242号（大通北8丁目）公共下水道工事で、雨水処理の幹線整備として、雨水管160メートルを布設するものです。

図面⑪は、太田団地5条通公共下水道工事で、学田3丁目太田団地地先内に污水管120メートルを布設するものです。

図面⑫は、岩見通公共下水道工事で、街路事業の道路改良工事に伴う雨水整備の継続工

《平成28年3月8日》

事で、雨水管150メートルを布設するものです。

図面⑬は、国道242号（学田3丁目）公共下水道工事で、学田地区の国道横断樋管までの雨水流末整備で、U型トラフ75メートルと流末工一式を施工するものです。

図面⑭は、遠軽下水処理センター長寿命化工事で、水処理棟及び管理棟内部の簡易覆蓋を更新するものです。

47ページをご覧ください。

これは、遠軽下水処理センター長寿命化工事の詳細図で、上段が水処理棟平面図、下段が管理棟1階部分の平面図でありまして、黒枠網かけ箇所が28年度に簡易覆蓋を更新する箇所でございます。

48ページをご覧ください。

遠軽下水処理センターコントロールセンタ等更新工事委託の施工箇所、下水処理センターの管理棟3階の平面図で、図面の上段部の黒枠斜線箇所がコントロールセンタ設備でありまして、処理場動力整備の制御装置を更新するものであります。

49ページは、下水処理センターの管理棟1階の平面図で、図面左側の黒枠斜線箇所が粗目除塵機等の設備で、処理場に流入する汚水のごみなどを取り除く施設を更新するものであります。

また、黒の網かけ箇所が送風機室で、水処理のフロア設備機器を更新するものです。前段に説明したコントロールセンタと合わせて、電気設備として関連があることから、日本下水道事業団に委託するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

平成28年度各会計予算8件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第31 請願第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を求める請願書を議題とします。

局長して請願書を朗読させます。

《平成28年3月8日》

○議会事務局長（安江陽一郎君） 請願文書表。

請願第1号。

受理年月日、平成28年3月3日。

件名、「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を求める請願書。

敬称は、省略をさせていただきます。

請願者は、遠軽町東町5丁目、遠軽9条の会。代表佐藤慶之進外18名。

紹介議員は、稲場仁子、岩澤武征であります。

なお、請願の要旨などにつきましては、写しを配付しておりますので、省略をさせていただきます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 紹介議員の方で補足説明があれば賜りたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

請願第1号については、なお審査の必要があると思いますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会します。

午後 4時38分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀
署 名 議 員 奥 田 祐
署 名 議 員 本 田 良 一